

企画総務委員会

令和7年11月28日

1 議案審査

- (1) 議案第54号 千代田区手数料条例の一部を改正する条例 【資料】
- (2) 議案第55号 千代田区営千鳥ヶ淵ボート場条例の一部を改正する条例 【資料】
- (3) 議案第60号 旧区立練成中学校改修機械設備工事請負契約について 【資料】
- (4) 議案第61号 千代田区役所7・8・9・10階他照明設備改修工事請負 【資料】
契約について
- (5) 議案第62号 オフィスレイアウト変更に伴う什器類の購入 【資料】
(本庁舎6階)について
- (6) 議案第63号 千代田区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に 【資料】
関する条例の一部を改正する条例
- (7) 議案第65号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の 【資料】
一部を改正する条例
- (8) 議案第68号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 【資料】
- (9) 議案第64号 千代田区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当 【資料】
に関する条例の一部を改正する条例
- (10) 議案第66号 千代田区長及び副区長の給与及び旅費条例の一部を 【資料】
改正する条例
- (11) 議案第67号 千代田区教育委員会教育長の給与及び旅費並びに勤務 【資料】
に関する条例の一部を改正する条例

2 その他

千代田区手数料条例の一部改正について

1 改正理由

(1) 区民生活一般関係手数料

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成 14 年法律第 78 号）が改正された。

これにより、条例中に引用する法律名及び既存事務に組合や、税制上の特例措置に関する証明事項が追加されたことを踏まえ、所要の改正を行う。

(2) 建設関係手数料

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成 14 年法律第 78 号）及び建築基準法施行令の一部が改正された。

これにより、大規模の修繕・模様替えの規定が加えられたことから条項ずれ等が生じるため、所要の改正を行う。

2 改正概要

(1) 区民生活一般関係手数料

法律の改正に伴い、条例中に引用する法律名及び手数料を徴収する事務のうち一部の内容が追加されたことから、条例の一部を改正する。

(2) 建設関係手数料

法律及び施行令の改正に伴い、条文の条項ずれ等が生じたことから、条例の一部を改正する。

※いずれも、この改正による手数料の額の変更は伴わない。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表(1)の部及び別表(3)の部 56 の項の改正規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

4 新旧対照表

別紙のとおり。

新旧対照表

○千代田区手数料条例

新(改正後)				旧(現行)			
○千代田区手数料条例 昭和33年3月22日条例第4号／地方自治法第227条に基き制定				○千代田区手数料条例 昭和33年3月22日条例第4号／地方自治法第227条に基き制定			
別表(第3条関係)				別表(第3条関係)			
(1) 区民生活一般関係手数料				(1) 区民生活一般関係手数料			
(現行のとおり)	事務	名称	種別・単位	金額	(略)	事務	名称
	24 マンションの再生等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)に基づくマンションの証明手数料	(1) マンション再生組合、マンション等売却組合、マンション除却組合又は敷地分割組合であること等の証明手数料	1通につき	400円		24 マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)に基づくマンション建替事業又はマンション敷地売却事業に係る税制上の特例措置に関する証明手数料	マンション建替事業又はマンション敷地売却事業に係る税制上の特例措置に関する証明
(現行のとおり)	(2) マンションの証明又はマンション再生事業、マンション等売却事業、マンション除却事業若しくは敷地分割事業に係る税制上の特例措置に関する証明				(略)	事務	名称
	(3) 建設関係手数料((4)及び(5)に定めるものを除く。)	既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合の敷地と道路との関係に関する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	1件につき	28,000円		既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合の敷地と道路との関係に関する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	28,000円
(現行のとおり)	事務	名称	種別・単位	金額			
	50の8 建築基準法施行令第137条の12第11項の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係に関する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合の敷地と道路との関係に関する制限の緩和に係る認定の申請手数料	1件につき	28,000円			

50の9 建築基準法施行令第 <u>137条の12第12項</u> の規定に基づく道路内における建築に関する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合の道路内における建築に関する制限の緩和に係る認定申請手数料	1件につき	28,000円	50の9 建築基準法施行令第 <u>137条の12第7項</u> の規定に基づく道路内における建築に関する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合の道路内における建築に関する制限の緩和に係る認定申請手数料	1件につき	28,000円
(現行のとおり)							
56 マンションの再生等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)第163条の59第1項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	要除却等認定マンションに係るマンションの建替えにより新たに建築されるマンション又は要除却等認定マンションに係るマンションの更新がされるマンションの容積率の特例許可申請手数料	1件につき	160,000円	56 マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)第105条第1項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	要除去認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンションの容積率の特例許可申請手数料	1件につき	160,000円
(現行のとおり)							

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表(1)の部の改正規定及び別表(3)の部 56 の項の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

千代田区営千鳥ヶ淵ポート場条例の一部を改正する条例について

1 改正理由

区営千鳥ヶ淵ポート場（以下「ポート場」という。）の運営管理費は、訪日外国人増加等に伴う対応や物価上昇の影響により増大しており、公費負担が拡大している。このため、使用料を見直し、負担の適正化を図る必要がある。

また、区民が引き続き利用しやすい環境を整えるとともに更なる区民の利用を促進するため、使用料区分を見直し、新たに「区民」の区分を設ける必要がある。

さらに、近年の環境の変化による桜の開花時期の変動に対応できるよう、設定できる期間の幅を広げる必要がある。

2 改正内容

(1) 使用料の改定

運営管理費及び利用の現状等を踏まえ、使用料を改定する。

(2) 区分の新設

新たに「区民」の区分を設け、現行の価格を据え置く。

(3) 観桜期の変更

観桜期は、3月から4月までの間において、別に区長が定める期間とする。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行予定日

公布の日から施行する。

【参考】

1 ボート場の運営等の状況

年度	販売件数	うち観桜期	運営管理費	使用料収入 B	公費負担額 A-B
			A		
H14	8,106 件	—	20,579,036 円	5,044,200 円	15,534,836 円
R 6	18,322 件	10,531 件	38,806,713 円	12,320,300 円	26,486,413 円
過去3年平均 (R 4~6)	18,226 件	12,116 件	34,966,358 円	12,748,233 円	22,218,125 円

2 使用料の検討

運営管理費 a	利用者 負担 割合 b	想定 使用料 収入 c=a×b		販売件数 (過去3年 平均) e	うち観桜期 f	改定後使用料 (30分以内)	
		うち観桜期 d=c×75%				通常期 (c-d)/(e-f)	観桜期 d/f
3,880 万円	50%	1,940 万円	1,455 万円	18,226 件	12,116 件	800 円	1,200 円
	60%	2,328 万円	1,746 万円			1,000 円	1,500 円
	70%	2,716 万円 ⋮	2,037 万円			1,100 円 ⋮	1,700 円 ⋮
	100%	3,880 万円	2,910 万円			1,600 円	2,400 円

- 運営管理費は、昨今の物価上昇から、直近（令和6年度）の状況を踏まえる。
- 想定される使用料収入に対する観桜期の収入は、過去3年（令和4～6年度をいう。以下同じ。）の平均を踏まえ、75%とする。
- 改定後使用料は、通常期と観桜期ごとに、想定される使用料収入を過去3年の平均販売件数で除して求める（100円単位で調整）。

現行使用料 30分以内		改定後使用料(区民以外) 30分以内	
通常期	観桜期	通常期	観桜期
500円	800円	1,000円	1,500円

新旧対照表(抄)

○千代田区営千鳥ヶ淵ボート場条例

新(改正後)					旧(現行)				
<u>附則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u> <u>別表(第3条関係)</u>					<u>別表(第3条関係)</u>				
単位	利用時間	使用料					<u>利用時間</u>	使用料	
		区民	区民以外	通常期	観桜期			通常期	観桜期
1隻	30分以内	500円	800円	1,000円	1,500円		30分以内	500円	800円
につき	30分を超えて1時間以内	1,000円	1,600円	2,000円	3,000円		30分を超えて1時間以内	1,000円	1,600円

備考

- この表において「観桜期」とは、3月から4月までの間において、別に区長が定める期間をいう。
- この表において「区民」とは、千代田区内に住所を有する者をいう。
- 複数人で利用する場合において、利用者に区民を1名以上含むときは、区民の欄の使用料を適用する。

備考

この表において「観桜期」とは、3月中旬から4月上旬までの間において、別に区長が定める期間をいう。

旧区立練成中学校改修機械設備工事請負契約について

1 工事場所

千代田区外神田6-11-14（住居表示）

2 工事概要

【建築概要】

- ・構造 鉄筋コンクリート造
- ・規模 地上4階、地下1階
- ・敷地面積 3,945.58 m²
- ・延床面積 7,239.91 m²

【工事内容】

- ・空調設備の改修（空調機、換気設備、排煙設備）
- ・給排水衛生設備・消火設備の改修（上下水道、給湯器、衛生器具、ポンプ、水槽等）

3 工事期間 契約締結日の翌日から令和9年7月30日まで

4 契約方法 制限を付した一般競争入札による契約（2者JVまたは単体）

5 入札結果（11月6日開札）

業者名	入札金額（消費税込み）	結果
株式会社丹野設備工業所 東京支店	1,118,645,000 円	落札
東洋電興株式会社	863,500,000 円	失格 (最低制限価格未満)

予定価格（事後公表） 1,120,009,000 円（税込み）

6 契約の相手方

東京都千代田区飯田橋二丁目9番7号 東西館ビル401号

株式会社丹野設備工業所 東京支店

支店長 吉村 真由美

入札参加資格要件

	<ul style="list-style-type: none"> ○建設共同企業体（2者構成）又は単体事業者のどちらか一方で参加 ○東京電子自治体共同運営電子調達サービスに登録が必要 ○登録業種は「空調工事」であること <p>（1）建設共同企業体（2者構成）の場合 (第一順位の構成員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 本店又は支店等が東京 23 区内にあること ② 登録業種「空調工事」の共同格付が A 格であること ③ 令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日の間に元請（建設共同企業体受注の場合は第一順位）で完成させた空調工事の実績（契約金額 5 億 6 千万円以上）を 1 件以上有すること（複合工事も可） ④ 出資割合は、50% を下回らないこと <p>(第二順位の構成員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 本店又は支店等が千代田区又は近隣区内にあること ② 登録業種「空調工事」の共同格付が A・B・C 格のいずれかであること ③ 出資割合は、30% を下回らないこと <p>（2）単体事業者の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 本店又は支店等が東京 23 区内にあること ② 登録業種「空調工事」の共同格付が A 格であること ③ 令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日の間に元請（建設共同企業体受注の場合は第一順位）で完成させた空調工事の実績（契約金額 5 億 6 千万円以上）を 1 件以上有すること（複合工事も可）
1	地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定（不正な入札行為など）に該当しないこと
2	会社設立後、引き続き 2 年以上その業務を行っていること
3	経営不振の状態（自己資本マイナスを含む）ないこと
4	建設業法で規定する専任の技術者を適正に配置できること
5	千代田区において指名停止期間中でなく、指名停止事由に該当する恐れのないこと 千代田区契約関係暴力団等排除要綱に基づく入札参加除外期間中でないこと
6	下請金額が建設業法第 24 条の 8 第 1 項の政令で定める金額以上となる場合には特定建設業の許可を有していること

千代田区役所7・8・9・10階他照明設備改修工事請負契約について

1 工事場所 千代田区九段南1-2-1

2 工事概要

【建築概要】

- ・構造 鉄骨鉄筋コンクリート造
- ・規模 地上23階、地下3階、PH1階
- ・敷地面積 4,258.50 m²
- ・延床面積 59,861.42 m²

【工事内容】

照明設備、非常用照明、誘導灯のLED化及び照明制御機器の更新

3 工事期間 契約締結日の翌日から令和8年11月20日まで

4 契約方法 制限を付した一般競争入札による契約（2者JVまたは単体）

5 入札結果（11月6日開札）

業者名	入札金額（消費税込み）	結果
暁幸テック株式会社	186,450,000円	落札
有限会社ケイアンドアイ	231,000,000円	
本荘電気工業株式会社 東京支社	174,856,000円	失格 (最低制限価格未満)

予定価格（事後公表） 233,013,000円（税込み）

6 契約の相手方

東京都千代田区外神田二丁目3番1号

暁幸テック株式会社

代表取締役 京須 暁央

入札参加資格要件

	<ul style="list-style-type: none"> ○建設共同企業体（2者構成）又は単体事業者のどちらか一方で参加 ○東京電子自治体共同運営電子調達サービスに登録が必要 ○登録業種は「電気工事」であること
1	<p>(1) 建設共同企業体（2者構成）の場合 (第一順位の構成員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 本店又は支店等が千代田区又は近隣区内にあること ② 登録業種「電気工事」の共同格付がA格であること ③ 令和2年4月1日から令和7年3月31日の間に元請（建設共同企業体受注の場合は第一順位）で完成させた電気工事の実績（契約金額1億1千6百万円以上）を1件以上有すること（複合工事も可） ④ 出資割合は、50%を下回らないこと <p>(第二順位の構成員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 本店又は支店等が千代田区内にあること ② 登録業種「電気工事」の共同格付がA・B・C格のいずれかであること ③ 出資割合は、30%を下回らないこと <p>(2) 単体事業者の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 本店又は支店等が千代田区又は近隣区内にあること ② 登録業種「電気工事」の共同格付がA格であること ③ 令和2年4月1日から令和7年3月31日の間に元請（建設共同企業体受注の場合は第一順位）で完成させた電気工事の実績（契約金額1億1千6百万円以上）を1件以上有すること（複合工事も可）
2	地方自治法施行令第167条の4の規定（不正な入札行為など）に該当しないこと
3	会社設立後、引き続き2年以上その業務を行っていること
4	経営不振の状態（自己資本マイナスを含む）ないこと
5	建設業法で規定する専任の技術者を適正に配置できること
6	千代田区において指名停止期間中でなく、指名停止事由に該当する恐れのないこと 千代田区契約関係暴力団等排除要綱に基づく入札参加除外期間中でないこと
7	下請金額が建設業法第24条の8第1項の政令で定める金額以上となる場合には特定建設業の許可を有していること

オフィスレイアウト変更に伴う什器類の購入（本庁舎6階）について

1 購入品目

品 目	機 器 等	数 量
机	執務デスク、会議テーブル、カウンターテーブル等	116台
椅子	執務チェア、会議チェア等	107脚
収納庫	個人用ロッカー、本棚等	42台
スピーカー	サウンドマスキングスピーカー	5台
パーテーション	防音パーテーション等	13式
ブース	集中ブース、打合せブース等	21式
その他	コードホルダー、カバンフック等 他	1式

2 納入場所

区が指定する箇所

3 契約期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

4 契約方法

公募制指名競争入札による契約

5 入札結果（10月31日開札）

業者名	入札金額（消費税込み）	結果
ジャンボ株式会社	66,550,000円	落札
有限会社三章堂	69,520,000円	
株式会社文祥堂	72,136,900円	
リコージャパン株式会社 公共事業部 第四営業部	辞退	
神原物産株式会社	辞退	

6 契約の相手方

東京都千代田区飯田橋二丁目18番1号

ジャンボ株式会社

代表取締役 竹内 康

入札参加資格要件

1	東京電子自治体共同運営電子調達サービスに登録があり、登録業種は「什器・家具」であること 本店又は支店等が千代田区又は近隣区内にあること
2	地方自治法施行令第167条の4の規定（不正な入札行為など）に該当しないこと
3	会社設立後、引き続き2年以上その業務を行っていること
4	経営不振の状態（自己資本マイナスを含む）ないこと
5	千代田区において指名停止期間中でなく、指名停止事由に該当する恐れのないこと 千代田区契約関係暴力団等排除要綱に基づく入札参加除外期間中でないこと

千代田区ワークプレイス変革オフィス整備ガイドライン(概要)

政策経営部 資料 2 - 2
令和 7 年 6 月 30 日

職員が働きやすい職場づくりを進め、区民サービスの向上を図る

ワークプレイス変革の目的と背景

背景

- 少子高齢化等による労働力不足が予想されることに加え、価値観や働き方の多様化により、従来の一律的な労働環境では、個々の能力や特性を最大限に生かすことが難しくなっている。
- DXの進展により、自治体の業務も転換期を迎え、課題解決型の定型的な業務から、**多様な住民のニーズへ対応できる価値創造型の業務へとシフト**することが求められている。

目的

- デスクや紙に囚われたこれまでの働き方を見直し、**職員自らが業務内容に合わせて働く場所を選択できる環境**を整備する。
- 職員は、自身の業務を能動的に捉え、時には集中して働き、時には同僚・他部署とコラボして働く等、**効率的に仕事を進めることができる**ことが期待できる。

具体的な取り組み内容例

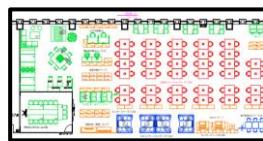
多機能な什器の導入

集中ブースや打合せブース、レイアウトを柔軟に変更できる可動式什器等多機能な什器を選定



働きやすい職場レイアウトの構築

コミュニケーションを活性化させ、各部門の業務内容にも応じたレイアウトの構築を行う



紙文書の電子化

電子化によりABWを推進するとともに、保管スペースが空くことでオフィスの有効活用が可能に



新しい働き方の実践

グループアドレスの導入、ペーパーレスやデジタルツールの活用によるABWの促進等



期待される効果の例

職員の生産性向上

職員が業務内容に応じて働く場所を選択することで生産性が向上。また、コミュニケーションの活性化により部署の垣根を超えて情報共有が加速

区民サービスの向上

業務効率化で生み出した時間で、一層創造的で附加価値の高い業務を行い、サービスの質を向上

人材の確保

魅力的な職場づくりにより人材確保を強化

想定整備スケジュール

令和6年度

令和7年度

令和8年度

令和9年度

パイロットオフィス整備
(本庁舎6階)

第1・2期整備
(本庁舎4階・5階)

第3・4期整備
(本庁舎2階・3階)

検討

施工

検討

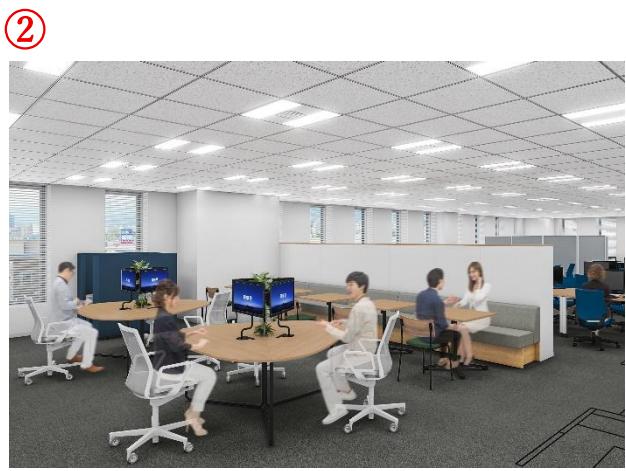
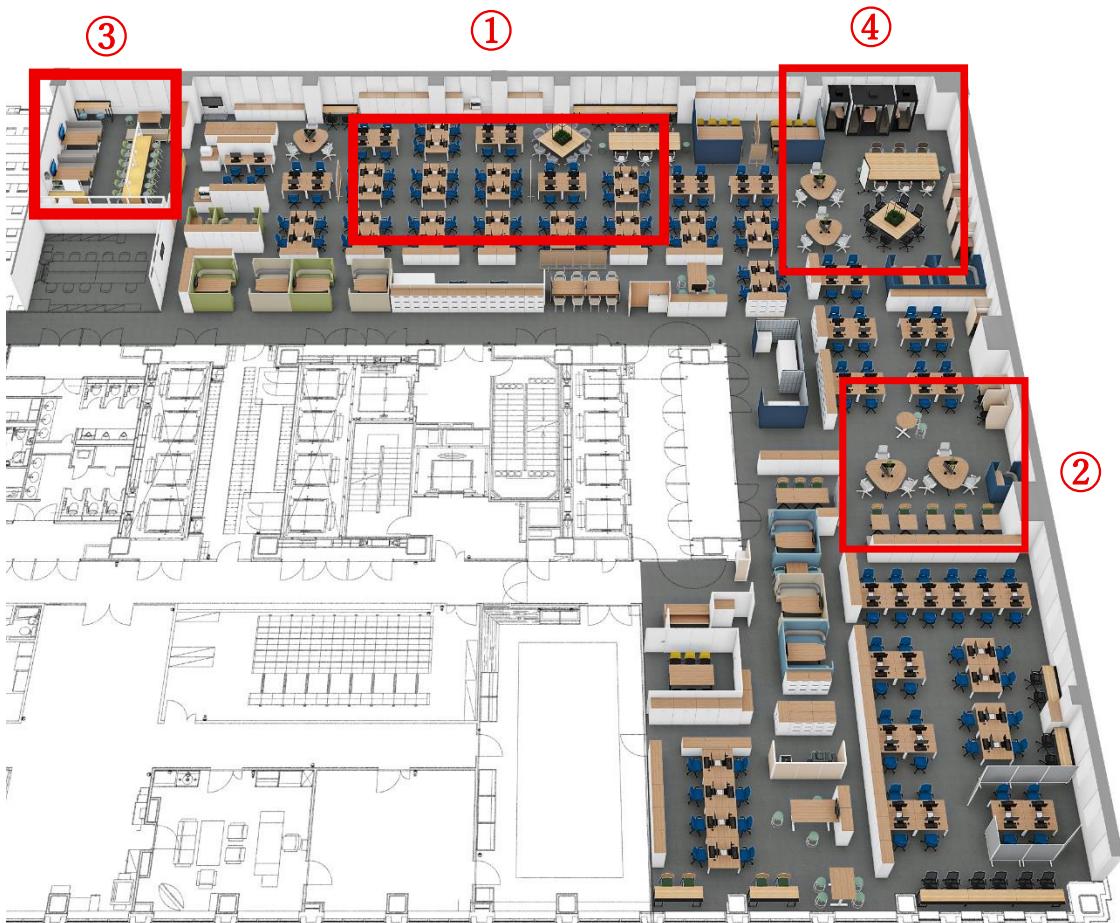
施工

検討

施工

※本庁舎の7階・8階の執務室や庁外の職場等においては個別にスケジュール調整を行いつれも令和9年度末までに整備見込み

オフィスレイアウト変更に伴う什器類の購入（本庁舎 6 階）
【全体パース図】



「職員の給与に関する条例」等の一部改正について

令和 7 年 10 月 14 日付で特別区人事委員会が行った「職員の給与等に関する報告及び勧告」等を踏まえ、職員の給与水準を社会経済情勢の変化に対応させるため、「職員の給与に関する条例」等の一部改正を行う。

1 改正する条例及び改正概要

(1) 職員の給与に関する条例

事項・条文		概要	施行期日
第1条による改正	① 給料表の改定 (第5条、別表第1、別表第2)	月例給の公民較差 14,860 円 (3.80%) を解消するため、給料表を引上げ改定する。	公布の日 (令和7年4月1日から適用)
	② 令和7年度の期末手当及び勤勉手当支給月数の改正 (第21条、第21条の4)	令和7年度の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数を合計 0.05 月引上げる。 (参考資料 表1のとおり)	公布の日
	③ 初任給調整手当限度額の改正 (第9条の3)	確実な人材確保を図るために、医師及び歯科医師に係る初任給調整手当の限度額を引上げ改定する。 (参考資料 表3のとおり)	公布の日 (令和7年4月1日から適用)
第2条による改正	④ 令和8年度以降の期末手当及び勤勉手当支給月数の改正 (第21条、第21条の4)	令和8年度以降の期末手当及び勤勉手当支給月数の改正を行う。 (参考資料 表2のとおり)	令和8年4月1日

(2)会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

事項・条文		概要	施行期日
第1条による改正	⑤	令和7年度の期末手当及び勤勉手当支給月数の改正 (第17条、第17条の2、第32条、第32条の2)	令和7年度の会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数を合計0.05月引上げる。 (参考資料 表1のとおり)
第2条による改正	⑥	令和8年度以降の期末手当及び勤勉手当支給月数の改正 (第17条、第17条の2、第32条、第32条の2)	令和8年度以降の会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当支給月数の改正を行う。 (参考資料 表2のとおり)

(3)千代田区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

事項・条文		概要	施行期日
第1条による改正	⑦	給料表の改定 (第4条、別表第1)	職員との均衡を考慮し、給料表を引上げ改定する。 公布の日 (令和7年4月1日から適用)
	⑧	令和7年度の期末手当及び勤勉手当支給月数の改正 (第5条)	令和7年度の特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数を合計0.05月引上げる。 (参考資料 表1のとおり)

事項・条文		概要	施行期日	
第2条による改正	⑨	令和8年度以降の期末手当及び勤勉手当支給月数の改正 (第5条)	令和8年度以降の特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当支給月数の改正を行う。 (参考資料 表2のとおり)	令和8年4月1日

2 新旧対照表

- (1) 職員の給与に関する条例 別紙1－1のとおり
- (2) 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 別紙1－2のとおり
- (3) 千代田区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 別紙1－3のとおり

参考資料

表1 令和7年度の期末手当及び勤勉手当支給月数の改正

		6月期		12月期		合計	
定年前再任用職員 暫定再任用短時間勤務職員以外勤務職員	一般職員	改正前		改正後			
		2.425	2.425	2.425	2.475	4.85	4.90
	管理職員	期末 (1.250)	期末 (1.250)	勤勉 (1.175)	勤勉 (1.175)	期末 (2.50)	勤勉 (2.35)
		2.425	2.425	2.425	2.475	4.85	4.90
		期末 (1.250)	期末 (1.275)	勤勉 (1.175)	勤勉 (1.200)	期末 (2.525)	勤勉 (2.375)
	一般職員	2.425	2.425	2.425	2.475	4.85	4.90
		期末 (1.075)	期末 (1.075)	勤勉 (1.350)	勤勉 (1.350)	期末 (2.15)	勤勉 (2.70)
		2.425	2.425	2.425	2.475	4.85	4.90
	管理職員	期末 (1.075)	期末 (1.100)	勤勉 (1.350)	勤勉 (1.375)	期末 (2.175)	勤勉 (2.725)
		1.275	1.275	1.275	1.325	2.55	2.60
		期末 (0.700)	期末 (0.700)	勤勉 (0.575)	勤勉 (0.600)	期末 (1.40)	勤勉 (1.175)
	一般職員	1.275	1.275	1.275	1.325	2.55	2.60
		期末 (0.700)	期末 (0.725)	勤勉 (0.575)	勤勉 (0.600)	期末 (1.425)	勤勉 (1.175)
		1.275	1.275	1.275	1.325	2.55	2.60
	管理職員	期末 (0.6125)	期末 (0.6125)	勤勉 (0.6625)	勤勉 (0.6625)	期末 (1.225)	勤勉 (1.325)
		1.275	1.275	1.275	1.325	2.55	2.60
		期末 (0.6125)	期末 (0.6375)	勤勉 (0.6625)	勤勉 (0.6875)	期末 (1.250)	勤勉 (1.350)

※表の定年前再任用短時間勤務職員・暫定再任用職員以外の職員、定年前再任用短時間勤務職員・暫定再任用職員には幼稚園教育職員も含む

会計年度任用	改正前	2.425		2.425		4.85	
		期末 (1.250)	勤勉 (1.175)	期末 (1.250)	勤勉 (1.175)	期末 (2.50)	勤勉 (2.35)
会計年度任用	改正後	2.425		2.475		4.90	
		期末 (1.250)	勤勉 (1.200)	期末 (1.275)	勤勉 (1.200)	期末 (2.525)	勤勉 (2.375)

特定任期付職員	改正前	1.925		1.925		3.85	
		期末 (1.000)	勤勉 (0.925)	期末 (1.000)	勤勉 (0.925)	期末 (2.00)	勤勉 (1.85)
特定任期付職員	改正後	1.925		1.975		3.90	
		期末 (1.000)	勤勉 (0.925)	期末 (1.025)	勤勉 (0.950)	期末 (2.025)	勤勉 (1.875)

表2 令和8年度以降の期末手当及び勤勉手当支給月数の改正

			6月期	12月期	合計
定 年 前 再 任 用 職 員 短 時 間 勤 務 の 職 員 ・	一般 職 員	改 正 前	2.425 期末 (1.250) 勤勉 (1.175)	2.475 期末 (1.275) 勤勉 (1.200)	4.90 期末 (2.525) 勤勉 (2.375)
		改 正 後	2.450 <u>期末 (1.2625)</u> <u>勤勉 (1.1875)</u>	2.450 <u>期末 (1.2625)</u> <u>勤勉 (1.1875)</u>	4.90 期末 (2.525) 勤勉 (2.375)
		改 正 前	2.425 期末 (1.075) 勤勉 (1.350)	2.475 <u>期末 (1.100)</u> <u>勤勉 (1.375)</u>	4.90 期末 (2.175) 勤勉 (2.725)
定 年 前 再 任 用 職 員 短 時 間 勤 務 の 職 員 ・	管理 職 員	改 正 前	2.450 <u>期末 (1.0875)</u> <u>勤勉 (1.3625)</u>	2.450 <u>期末 (1.0875)</u> <u>勤勉 (1.3625)</u>	4.90 期末 (2.175) 勤勉 (2.725)
		改 正 後	1.275 期末 (0.7000) 勤勉 (0.5750)	1.325 期末 (0.7250) 勤勉 (0.6000)	2.60 期末 (1.425) 勤勉 (1.175)
		改 正 後	1.300 <u>期末 (0.7125)</u> <u>勤勉 (0.5875)</u>	1.300 <u>期末 (0.7125)</u> <u>勤勉 (0.5875)</u>	2.60 期末 (1.425) 勤勉 (1.175)
暫 定 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 ・	管理 職 員	改 正 前	1.275 期末 (0.6125) 勤勉 (0.6625)	1.325 期末 (0.6375) 勤勉 (0.6875)	2.60 期末 (1.250) 勤勉 (1.350)
		改 正 後	1.300 <u>期末 (0.6250)</u> <u>勤勉 (0.6750)</u>	1.300 <u>期末 (0.6250)</u> <u>勤勉 (0.6750)</u>	2.60 期末 (1.250) 勤勉 (1.350)

※表の定年前再任用短時間勤務職員・暫定再任用職員以外の職員、定年前再任用短時間勤務職員・暫定再任用職員には幼稚園教育職員も含む

会 計 年 度 任 用	改 正 前	2.425 期末 (1.250) 勤勉 (1.175)	2.475 期末 (1.275) 勤勉 (1.200)	4.90 期末 (2.525) 勤勉 (2.375)
		改 正 後	2.450 <u>期末 (1.2625)</u> <u>勤勉 (1.1875)</u>	2.450 <u>期末 (1.2625)</u> <u>勤勉 (1.1875)</u>

特 定 職 員 任 期 付	改 正 前	1.925 期末 (1.000) 勤勉 (0.925)	1.975 期末 (1.025) 勤勉 (0.950)	3.90 期末 (2.025) 勤勉 (1.875)
		改 正 後	1.950 <u>期末 (1.0125)</u> <u>勤勉 (0.9375)</u>	1.950 <u>期末 (1.0125)</u> <u>勤勉 (0.9375)</u>

表3 初任給調整手当の限度額の改正

	改正後	現行
限度額	326,900円	315,200円

新旧対照表（抄）

○職員の給与に関する条例（第1条部分）

新（改正後）	旧（現行）
（初任給調整手当） 第9条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から40年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から3年以内の期間、採用の日（第1号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。 (1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会が定めるもの 月額 <u>32万6,900円</u> (2)及び(3) (現行に同じ) 2及び3 (現行に同じ) (期末手当) 第21条 (現行に同じ)	（初任給調整手当） 第9条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から40年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から3年以内の期間、採用の日（第1号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。 (1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会が定めるもの 月額 <u>31万5,200円</u> (2)及び(3) (現行に同じ) 2及び3 (略) (期末手当) 第21条 (略)
2 期末手当の額は、職員の給与月額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」と、「 <u>100分の110</u> 」とあるのは「 <u>100分の63.75</u> 」とする。 4及び5 (現行に同じ) (勤勉手当) 第21条の4 (現行に同じ)	2 期末手当の額は、職員の給与月額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に <u>100分の107.5</u> を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の70</u> 」と、「 <u>100分の107.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の61.25</u> 」とする。 4及び5 (略) (勤勉手当) 第21条の4 (略)
2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に <u>100分の120</u> （第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員にあつては <u>100分の137.5</u> ）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の120</u> 」とあるのは「 <u>100分の60</u> 」と、「 <u>100分の137.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の68.75</u> 」とする。 4から6まで (現行に同じ)	2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に <u>100分の117.5</u> （第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員にあつては <u>100分の135</u> ）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の117.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の57.5</u> 」と、「 <u>100分の135</u> 」とあるのは「 <u>100分の66.25</u> 」とする。 4から6まで (略)

別表第1（第5条関係）（別紙のとおり）
別表第2（第5条関係）（別紙のとおり）

※改正附則は第2条部分の新旧対照表に記載

別表第1（第5条関係）（別紙のとおり）
別表第2（第5条関係）（別紙のとおり）

新旧対照表（抄）

○職員の給与に関する条例（第2条部分）

新（改正後）	旧（現行）
（期末手当） 第21条（現行に同じ） 2 期末手当の額は、職員の給与月額に <u>100分の126.25</u> を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に <u>100分の108.75</u> を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の126.25</u> 」とあるのは「 <u>100分の71.25</u> 」と、「 <u>100分の108.75</u> 」とあるのは「 <u>100分の62.5</u> 」とする。 4及び5（現行に同じ） （勤勉手当） 第21条の4（現行に同じ） 2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に <u>100分の118.75</u> （第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員にあっては <u>100分の136.25</u> ）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の118.75</u> 」とあるのは「 <u>100分の58.75</u> 」と、「 <u>100分の136.25</u> 」とあるのは「 <u>100分の67.5</u> 」とする。 4から6まで（現行に同じ） <u>附 則</u> <u>（施行期日等）</u> 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、 第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。 2 第1条の規定（第21条第2項及び第3項並びに第21条の4第2項及び第3項の改正規定を除く。）による改正後の職員の給与に関する条例（以下「第1条による改正後の条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。 （令和7年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給） 3 令和7年4月1日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間ににおいて、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はそ	（期末手当） 第21条（略） 2 期末手当の額は、職員の給与月額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」と、「 <u>100分の110</u> 」とあるのは「 <u>100分の63.75</u> 」とする。 4及び5（略） （勤勉手当） 第21条の4（略） 2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に <u>100分の120</u> （第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員にあっては <u>100分の137.5</u> ）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の120</u> 」とあるのは「 <u>100分の60</u> 」と、「 <u>100分の137.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の68.75</u> 」とする。 4から6まで（略）

の受ける号給に異動のあった職員のうち、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の定める職員の第1条による改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会が定める。

（施行日から令和8年3月31日までの間における異動者の号給の調整）

4 施行日から令和8年3月31日までの間において、第1条による改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から第1条による改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内扱）

5 第1条による改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条による改正後の条例の規定による給与の内扱とみなす。

（委任）

6 附則第3項から前項までに定めるものほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(改正後)

(現行)

別表第1（第5条関係）

ア 行政職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		号 級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	196,600	245,300	268,800	292,300	320,000	396,500
	2	197,500	246,200	270,200	294,200	322,200	399,100
	3	198,400	247,100	271,600	296,100	324,400	401,700
	4	199,300	248,100	273,000	298,000	326,600	404,300
	5	200,300	249,100	274,500	300,000	328,900	407,000
	6	201,300	250,200	276,100	301,900	331,100	409,700
	7	202,200	251,300	277,700	303,800	333,400	412,400
	8	203,100	252,400	279,300	305,800	335,700	415,200
	9	204,000	253,600	281,000	307,800	338,000	418,000
	10	205,000	254,800	282,700	309,700	340,400	420,800
	11	206,100	256,000	284,500	311,700	342,700	423,600
	12	207,100	257,200	286,300	313,700	345,100	426,400
	13	208,100	258,400	288,100	315,700	347,400	429,200
	14	209,300	259,700	289,900	317,700	349,800	432,000
	15	210,500	261,000	291,700	319,700	352,100	434,800
	16	211,700	262,300	293,600	321,700	354,500	437,600
	17	213,000	263,700	295,500	323,600	356,800	440,500
	18	214,400	265,100	297,300	325,500	359,200	443,400
	19	216,000	266,500	299,200	327,500	361,600	446,300
	20	217,600	267,900	301,100	329,500	363,900	449,200
	21	219,200	269,400	303,000	331,500	366,200	452,100
	22	220,800	270,900	304,800	333,500	368,700	455,100
	23	222,400	272,400	306,700	335,400	371,100	458,200
	24	224,000	273,900	308,600	337,400	373,500	461,200
	25	225,600	275,400	310,500	339,400	375,800	464,200
	26	227,300	276,900	312,800	341,800	378,200	466,900
	27	229,000	278,400	315,200	344,300	380,600	469,700
	28	230,700	279,900	317,600	346,800	383,000	472,400
	29	232,000	281,500	320,000	349,300	385,600	475,000
	30	232,900	283,600	321,900	351,400	388,400	477,600
	31	233,600	285,700	323,700	353,500	391,200	480,100
	32	234,300	287,800	325,500	355,500	394,000	482,500
	33	235,000	290,000	327,300	357,500	396,800	484,700
	34	235,800	291,400	329,100	359,500	399,300	486,800
	35	236,600	292,800	330,800	361,500	401,500	488,800
	36	237,500	294,200	332,500	363,500	403,800	490,900
	37	238,400	295,700	334,200	365,500	406,100	492,800
	38	239,300	297,100	336,000	367,500	408,400	494,500
	39	240,300	298,500	337,700	369,500	410,700	496,100
	40	241,200	299,900	339,400	371,400	412,900	497,700

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		号 級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	177,400	231,500	254,100	276,700	303,500	379,400
	2	178,500	232,400	255,500	278,600	305,700	382,000
	3	179,600	233,300	256,900	280,500	307,900	384,600
	4	180,800	234,300	258,300	282,400	310,100	387,200
	5	182,000	235,300	259,800	284,400	312,400	389,900
	6	183,200	236,400	261,400	286,300	314,600	392,600
	7	184,400	237,500	263,000	288,200	316,900	395,300
	8	185,600	238,600	264,600	290,200	319,200	398,100
	9	186,800	239,800	266,300	292,200	321,500	400,900
	10	188,000	241,000	268,000	294,100	323,900	403,700
	11	189,400	242,200	269,800	296,100	326,200	406,500
	12	190,700	243,400	271,600	298,100	328,600	409,300
	13	192,000	244,600	273,400	300,100	330,900	412,100
	14	193,500	245,900	275,200	302,100	333,300	414,900
	15	195,000	247,200	277,000	304,100	335,600	417,700
	16	196,500	248,500	278,900	306,100	338,000	420,500
	17	198,000	249,900	280,800	308,000	340,300	423,400
	18	199,700	251,300	282,600	309,900	342,700	426,300
	19	201,600	252,700	284,500	311,900	345,100	429,200
	20	203,400	254,100	286,400	313,900	347,400	432,100
	21	205,200	255,600	288,300	315,900	349,700	435,000
	22	207,000	257,100	290,100	317,900	352,200	438,000
	23	208,900	258,600	292,000	319,800	354,600	441,100
	24	210,800	260,100	293,900	321,800	357,000	444,100
	25	212,600	261,600	295,800	323,800	359,300	447,100
	26	214,500	263,100	298,100	326,200	361,700	449,900
	27	216,500	264,600	300,500	328,700	364,100	452,700
	28	218,300	266,100	302,900	331,200	366,500	455,400
	29	220,000	267,700	305,300	333,700	369,100	458,000
	30	220,900	269,800	307,200	335,900	371,900	460,600
	31	221,600	271,900	309,000	338,000	374,700	463,100
	32	222,300	274,000	310,800	340,100	377,500	465,500
	33	223,000	276,200	312,600			

(改正後)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号 級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	41	円 242,300	円 301,200	円 341,100	円 373,300	円 415,000	円 499,200
	42	243,400	302,500	342,800	375,200	417,300	500,700
	43	244,600	303,800	344,500	377,100	419,400	502,100
	44	245,800	305,100	346,200	378,900	421,500	503,500
	45	247,100	306,400	347,800	380,700	423,600	504,800
	46	248,200	307,600	349,400	382,500	425,500	506,200
	47	249,300	308,900	351,000	384,300	427,400	507,400
	48	250,500	310,100	352,700	386,100	429,200	508,600
	49	251,800	311,400	354,400	387,900	431,000	509,700
	50	252,900	312,700	356,000	389,700	432,600	510,900
	51	254,000	313,900	357,600	391,600	434,100	511,900
	52	255,200	315,100	359,200	393,300	435,400	512,900
	53	256,400	316,300	360,900	395,000	436,700	513,900
	54	257,500	317,500	362,500	396,700	438,100	514,800
	55	258,600	318,700	364,200	398,400	439,300	515,700
	56	259,800	319,900	365,800	399,900	440,300	516,600
	57	261,000	321,100	367,300	401,400	441,400	517,400
	58	262,100	322,300	368,900	402,900	442,500	518,200
	59	263,200	323,400	370,400	404,400	443,500	519,000
	60	264,300	324,600	371,900	405,900	444,400	519,700
	61	265,400	325,800	373,500	407,300	445,200	520,400
	62	266,500	327,000	375,100	408,600	446,000	521,100
	63	267,600	328,200	376,600	409,900	446,800	521,700
	64	268,700	329,400	378,100	411,100	447,600	522,300
	65	269,800	330,500	379,600	412,200	448,300	522,900
	66	270,900	331,700	381,100	413,200	449,000	523,500
	67	272,000	332,900	382,600	414,200	449,800	524,000
	68	273,100	334,100	384,000	415,200	450,500	524,500
	69	274,200	335,200	385,400	416,200	451,100	525,000
	70	275,300	336,400	386,700	417,000	451,800	525,500
	71	276,400	337,600	388,000	417,900	452,400	526,000
	72	277,500	338,700	389,200	418,700	453,000	526,500
	73	278,600	339,900	390,300	419,500	453,500	527,000
	74	279,700	341,000	391,300	420,200	454,000	527,500
	75	280,800	342,100	392,300	420,900	454,500	528,000
	76	281,900	343,100	393,200	421,600	455,100	528,500
	77	283,000	344,100	394,200	422,300	455,700	529,000
	78	284,100	345,100	395,100	422,900	456,300	529,500
	79	285,200	346,000	396,000	423,600	456,900	530,000
	80	286,300	346,900	396,700	424,200	457,300	530,500

(現行)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号 級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	41	円 230,300	円 287,400	円 327,000	円 358,600	円 398,900	円 482,300
	42	231,400	288,700	328,800	360,600	401,200	483,800
	43	232,600	290,100	330,600	362,600	403,400	485,200
	44	233,800	291,500	332,400	364,500	405,600	486,600
	45	235,100	292,800	334,100	366,400	407,700	487,900
	46	236,200	294,100	335,800	368,200	409,700	489,300
	47	237,300	295,500	337,500	370,100	411,700	490,500
	48	238,500	296,800	339,300	372,000	413,600	491,700
	49	239,800	298,200	341,100	373,900	415,500	492,800
	50	240,900	299,600	342,800	375,700	417,200	494,000
	51	242,000	300,900	344,500	377,600	418,800	495,000
	52	243,200	302,200	346,200	379,300	420,200	496,000
	53	244,400	303,500	348,000	381,000	421,600	497,000
	54	245,500	304,800	349,700	382,700	423,000	497,900
	55	246,600	306,100	351,400	384,400	424,300	498,800
	56	247,800	307,400	353,000	385,900	425,400	499,700
	57	249,000	308,700	354,600	387,400	426,500	500,500
	58	250,100	310,000	356,200	388,900	427,600	501,300
	59	251,200	311,200	357,800	390,400	428,700	502,100
	60	252,400	312,500	359,400	391,900	429,600	502,800
	61	253,600	313,800	361,000	393,300	430,500	503,500
	62	254,700	315,100	362,600	394,600	431,400	504,200
	63	255,900	316,400	364,100	395,900	432,200	504,800
	64	257,100	317,700	365,600	397,100	433,000	505,400
	65	258,200	318,900	367,100	398,200	433,800	506,000
	66	259,300	320,200	368,600	399,200	434,500	506,600
	67	260,500	321,500	370,100	400,200	435,300	507,100
	68	261,600	322,800	371,500	401,200	436,000	507,600
	69	262,800	324,000	372,900	402,200	436,600	508,100
	70	263,900	325,300	374,200	403,000	437,300	508,600
	71	265,100	326,600	375,500	403,900	437,900	509,100
	72	266,200	327,800	376,700	404,700	438,500	509,600
	73	267,400	329,100	377,800	405,500	439,000	510,100

(改正後)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号 級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	81	円 287,300	円 347,600	円 397,500	円 424,800	円 457,800	円 531,000
	82	288,400	348,400	398,300	425,300	458,300	531,500
	83	289,500	349,100	399,000	425,800	458,800	532,000
	84	290,500	349,800	399,600	426,300	459,300	532,500
	85	291,600	350,300	400,300	426,800	459,800	533,000
	86	292,700	350,900	400,900	427,200	460,300	533,500
	87	293,800	351,500	401,500	427,700	460,700	534,000
	88	294,800	352,000	402,000	428,200	461,200	534,500
	89	295,900	352,600	402,500	428,600	461,700	535,000
	90	297,000	353,200	403,000	429,100	462,200	
	91	298,000	353,800	403,500	429,600	462,700	
	92	299,100	354,300	404,000	430,000	463,200	
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	93	300,200	354,800	404,500	430,400	463,600	
	94	301,300	355,300	405,000	430,900	464,100	
	95	302,400	355,800	405,500	431,400	464,600	
	96	303,400	356,300	406,000	431,800	465,100	
	97	304,400	356,800	406,400	432,200	465,600	
	98	305,500	357,200	406,800	432,600	466,100	
	99	306,600	357,700	407,300	433,000	466,600	
	100	307,700	358,200	407,800	433,400	467,100	
	101	308,600	358,700	408,300	433,800	467,600	
	102	309,600	359,100	408,800	434,200	468,100	
	103	310,600	359,600	409,300	434,600	468,600	
	104	311,500	360,100	409,700	435,000	469,100	
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	105	312,400	360,600	410,100	435,400	469,600	
	106	313,300	361,000	410,500	435,800	470,100	
	107	314,200	361,400	410,900	436,200	470,600	
	108	315,100	361,800	411,300	436,600	471,100	
	109	315,900	362,200	411,700	437,000	471,600	
	110	316,700	362,600	412,100	437,400		
	111	317,400	363,000	412,500	437,800		
	112	318,100	363,400	412,900	438,200		
	113	318,700	363,800	413,300	438,600		
	114	319,400	364,200	413,700	439,000		
	115	320,000	364,600	414,100	439,400		
	116	320,600	365,000	414,500	439,800		
(現行)	117	321,100	365,400	414,900	440,200		
	118	321,600	365,800	415,300	440,600		
	119	322,000	366,200	415,700	441,000		
	120	322,400	366,600	416,100	441,400		

(現行)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号 級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	81	円 276,600	円 337,600	円 385,000	円 410,800	円 443,300	円 514,100
	82	277,800	338,500	385,800	411,300	443,800	514,600
	83	278,900	339,300	386,500	411,800	444,300	515,100
	84	280,000	340,100	387,100	412,300	444,800	515,600
	85	281,200	340,700	387,800	412,800	445,300	516,100
	86	282,300	341,400	388,400	413,200	445,800	516,600
	87	283,500	342,000	389,000	413,700	446,200	517,100
	88	284,600	342,600	389,500	414,200	446,700	517,600
	89	285,800	343,200	390,000	414,600	447,200	518,100
	90	287,000	343,800	390,500	415,100	447,700	
	91	288,100	344,400	391,000	415,600	448,200	
	92	289,200	344,900	391,500	416,000	448,700	
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	93	290,400	345,400	392,000	416,400	449,100	
	94	291,600	345,900	392,500	416,900	449,600	
	95	292,800	346,400	393,000	417,400	450,100	
	96	293,900	346,900	393,500	417,800	450,600	
	97	295,000	347,400	393,900	418,200	451,100	
	98	296,200	347,800	394,300	418,600	451,600	
	99	297,400	348,300	394,800	419,000	452,100	
	100	298,600	348,800	395,300	419,400	452,600	
	101	299,600	349,300	395,800	419,800	453,100	
	102	300,700	349,700	396,300	420,200	453,600	
	103	301,800	350,200	396,800	420,600	454,100	
	104	302,800	350,700	397,200	421,000	454,600	
(現行)	105	303,700	351,200	397,600	421,400	455,100	
	106	304,700	351,600	398,000	421,800	455,600	
	107	305,600	352,000	398,400	422,200	456,100	
	108	306,500	352,400	398,800	422,600	456,600	
	109	307,400	352,800	399,200	423,000	457,100	
(現行)	110	308,200	353,200	399,600	423,400		
	111	309,000	353,600	400,000	423,800		
	112	309,800	354,000	400,400	424,200		
	113	310,400	354,400	400,800	424,600		
(現行)	114	311,100	354,800	401,200	425,000		
	115	311,700	355,200	401,600	425,400		
	116	312,300	355,600	402,000	425,800		
	117	312,800	356,000	402,400	426,200		
	118	313,300	356,400	402,800	426,600		
(現行)	119	313,700	35				

(改正後)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号 紙	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	121	円 322,700	円 367,000	円 416,500	円 441,800		
	122	323,100		416,900	442,200		
	123	323,500		417,300	442,600		
	124	323,900		417,700	443,000		
	125	324,300		418,100	443,400		
	126	324,600		418,500	443,800		
	127	325,000		418,900	444,200		
	128	325,400		419,300	444,600		
	129	325,800		419,700	445,000		
	130	326,200		420,100			
	131	326,600		420,500			
	132	327,000		420,900			
	133	327,300		421,300			
	134	327,700					
定年前再任用短時間勤務職員	135	328,000					
	136	328,300					
	137	328,600					
	138	328,900					
	139	329,200					
	140	329,500					
	141	329,800					
	142	330,100					
	143	330,400					
	144	330,700					
定年前再任用短時間勤務職員	145	331,000					
	146	331,300					
	147	331,600					
	148	331,900					
定年前再任用短時間勤務職員	149	332,200					
		基準給料月額 円 209,700	基準給料月額 円 246,200	基準給料月額 円 286,500	基準給料月額 円 306,100	基準給料月額 円 331,100	基準給料月額 円 401,000

備考

この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、

第19条に規定する職員を除く。

(現行)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号 紙	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	121	円 314,400	円 357,600	円 404,000	円 427,800		
	122	314,800		404,400	428,200		
	123	315,200		404,800	428,600		
	124	315,600		405,200	429,000		
	125	316,000		405,600	429,400		
	126	316,300		406,000	429,800		
	127	316,700		406,400	430,200		
	128	317,100		406,800	430,600		
	129	317,500		407,200	431,000		
	130	317,900		407,600			
	131	318,300		408,000			
	132	318,700		408,400			
	133	319,000		408,800			
	134	319,400					
定年前再任用短時間勤務職員	135	319,700					
	136	320,000					
	137	320,300					
	138	320,600					
	139	320,900					
	140	321,200					
	141	321,500					
	142	321,800					
	143	322,100					
	144	322,400					
定年前再任用短時間勤務職員	145	322,700					
	146	323,000					
	147	323,300					
	148	323,600					
	149	323,900					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円 200,400	基準給料月額 円 235,400	基準給料月額 円 274,000	基準給料月額 円 292,100	基準給料月額 円 316,600	基準給料月額 円 384,100

備考

この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、

第19条に規定する職員を除く。

(改正後)

イ 行政職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1 級		2 級		3 級		4 級	
		号 級	給料月額	号 級	給料月額	号 級	給料月額	号 級	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1		円	1	238,400	2	254,700	3	262,200
	2			2	239,200	3	256,300	4	263,900
	3			3	240,500	4	257,900	5	265,500
	4			4	241,900	5	259,500	6	267,300
	5			5	243,200	6	261,200	7	269,000
	6			6	244,500	7	262,700	8	270,700
	7			7	245,800	8	264,400	9	272,400
	8			8	247,200	9	266,000	10	274,200
	9			9	248,600	10	267,700	11	275,900
	10			10	250,400	11	269,600	12	277,700
	11			11	252,300	12	271,700	13	279,400
	12			12	254,100	13	273,800	14	281,200
	13			13	256,000	14	275,600	15	282,800
	14			14	257,300	15	277,500	16	284,500
	15			15	258,500	16	279,000	17	286,200
	16			16	259,800	17	280,600	18	288,000
	17			17	261,100	18	282,100	19	289,700
	18			18	262,300	19	283,700	20	291,500
	19			19	263,600	20	285,100	21	293,100
	20			20	264,800	21	286,600	22	294,900
	21			21	266,000	22	288,100	23	296,700
	22			22	267,100	23	289,600	24	298,700
	23			23	268,300	24	291,100	25	300,900
	24			24	269,400	25	292,600	26	303,100
	25			25	270,600	26	294,000	27	305,300
	26			26	271,600	27	295,500	28	307,100
	27			27	272,800	28	297,000	29	309,000
	28			28	273,800	29	298,400	30	310,700
	29			29	275,000	30	299,800	31	312,500
	30			30	276,100	31	301,200	32	314,200
	31			31	277,200	32	302,600	33	316,000
	32			32	278,200	33	304,000	34	317,700
	33			33	279,300	34	305,500	35	319,400
	34			34	280,400	35	306,900	36	321,200
	35			35	281,400	36	308,300	37	322,900
	36			36	282,500	37	309,600	38	324,600
	37			37	283,500	38	311,100	39	326,300
	38			38	284,600	39	312,500	40	327,900
	39			39	285,600	40	313,900	41	329,600
	40			40	286,600	41	315,300	42	331,200

(現行)

職員の区分	職務の級	1 級		2 級		3 級		4 級	
		号 級	給料月額	号 級	給料月額	号 級	給料月額	号 級	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1		円	1	225,100	2	242,000	3	248,600
	2			2	226,000	3	243,600	4	250,200
	3			3	227,300	4	245,200	5	251,900
	4			4	228,600	5	246,900	6	253,600
	5			5	229,900	6	248,500	7	255,400
	6			6	231,300	7	250,100	8	257,000
	7			7	232,600	8	251,700	9	258,800
	8			8	233,900	9	253,300	10	260,500
	9			9	235,300	10	255,200	11	262,300
	10			10	237,200	11	257,000	12	264,000
	11			11	239,000	12	259,000	13	265,800
	12			12	240,800	13	261,100	14	267,500
	13			13	242,700	14	263,100	15	269,200
	14			14	244,000	15	264,800	16	270,900
	15			15	245,200	16	266,400	17	272,600
	16			16	246,500	17	267,900	18	274,300
	17			17	247,800	18	269,500	19	276,100
	18			18	249,000	19	271,000	20	277,800
	19			19	250,300	20	272,600	21	279,500
	20			20	251,500	21	274,100	22	281,300
	21			21	252,600	22	275,700	23	283,100
	22			22	253,800	23	277,200	24	285,100
	23			23	255,000	24	278,800	25	287,300
	24			24	256,200	25	280,300	26	289,500
	25			25	257,400	26	281,900	27	291,700
	26			26	258,500	27	283,400	28	293,600
	27			27	259,700	28	285,000	29	295,400
	28			28	260,900	29	286,500	30	297,200
	29			29	262,100	30	288,000	31	299,100
	30			30	263,300	31	289,500	32	300,800
	31			31	264,500	32	290,900	33	302,600
	32			32	265,600	33	292,500	34	304,400
	33			33	266,800	34	294,000	35	306,200
	34			34	267,900	35	295,500	36	308,100
	35			35	269,100	36	297,000	37	309,900
	36			36	270,200	37	298,400	38	311,700
	37			37	271,300	38	300,000	39	313,400
	38			38	272,500	39	301,400	40	315,200
	39			39	273,500	40	302,900	41	316,900
	40			40	274,700	41	304,300	42	318,600

(改正後)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
		号 級	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	41	円	円	円	円
	41	215,400	287,700	316,600	332,700
	42	216,100	288,700	318,000	334,300
	43	216,800	289,800	319,300	335,900
	44	217,700	290,900	320,600	337,500
	45	218,500	292,000	322,000	339,000
	46	219,300	292,900	323,300	340,600
	47	220,200	294,000	324,600	342,300
	48	221,100	295,000	325,900	343,700
	49	222,100	296,000	327,200	345,200
	50	223,100	297,000	328,500	346,700
	51	224,200	298,100	329,800	348,200
	52	225,300	299,100	331,000	349,500
	53	226,500	300,100	332,200	350,800
	54	227,500	301,100	333,300	352,100
	55	228,500	302,100	334,500	353,400
	56	229,600	303,000	335,500	354,800
	57	230,800	303,800	336,400	356,000
	58	231,800	304,700	337,300	357,100
	59	232,800	305,500	338,200	358,300
	60	233,900	306,300	338,900	359,300
	61	235,000	306,900	339,800	360,300
	62	236,000	307,600	340,600	361,100
	63	237,000	308,300	341,400	362,000
	64	238,100	308,900	342,000	362,900
	65	239,200	309,300	342,600	363,800
	66	240,200	309,800	343,300	364,500
	67	241,200	310,400	343,900	365,200
	68	242,200	310,800	344,500	365,900
	69	243,200	311,300	345,100	366,600
	70	244,200	311,900	345,600	367,300
	71	245,300	312,400	346,100	367,900
	72	246,300	312,800	346,500	368,500
	73	247,300	313,300	347,000	369,100
	74	248,300	313,700	347,400	369,600
	75	249,300	314,200	347,800	370,200
	76	250,300	314,600	348,200	370,800
	77	251,300	315,100	348,700	371,300
	78	252,300	315,400	349,100	371,700
	79	253,300	315,800	349,500	372,100
	80	254,300	316,300	350,000	372,600

(現行)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
		号 級	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	41	円	円	円	円
	41	202,900	275,800	305,700	320,200
	42	203,700	277,000	307,000	321,800
	43	204,400	278,100	308,400	323,500
	44	205,200	279,300	309,800	325,100
	45	206,000	280,300	311,200	326,800
	46	206,800	281,500	312,600	328,400
	47	207,800	282,600	313,900	330,000
	48	208,600	283,700	315,100	331,500
	49	209,600	284,800	316,400	333,000
	50	210,600	285,900	317,700	334,500
	51	211,700	287,100	319,000	336,000
	52	212,800	288,100	320,200	337,300
	53	213,900	289,300	321,400	338,600
	54	214,900	290,300	322,600	339,900
	55	215,900	291,400	323,700	341,200
	56	216,800	292,400	324,700	342,500
	57	217,700	293,500	325,700	343,700
	58	219,200	294,300	326,500	344,900
	59	220,200	295,200	327,400	346,000
	60	221,300	296,000	328,200	347,100
	61	222,400	296,800	329,000	348,000
	62	223,400	297,500	329,800	348,900
	63	224,400	298,200	330,600	349,800
	64	225,500	298,900	331,200	350,600
	65	226,600	299,500	331,900	351,500
	66	227,600	300,100	332,600	352,200
	67	228,600	300,600	333,200	353,000
	68	229,700	301,100	333,700	353,700
	69	230,800	301,700	334,300	354,400
	70	231,800	302,200	334,800	355,000
	71	232,900	302,700	335,300	355,600
	72	234,000	303,200	335,700	356,200
	73	235,000	303,600	336,200	356,900
	74	236,000	304,000	336,600	357,400
	75	237,100	304,500	337,000	358,000
	76	238,100	304,900	337,500	358,500
	77	239,100	305,400	337,900	359,000
	78	240,100	305,700	338,300	359,500
	79	241,200	306,200	338,800	359,900
	80	242,200	306,600	339,200	360,400

(改正後)

職員の区分	職務の級	1 級		2 級		3 級		4 級			
		号	給	給	料	月	額	給	料	月	額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	81		円		円		円		円		円
	82	255,300		316,700		350,300		373,000			
	83	256,300		317,100		350,700		373,400			
	84	257,400		317,500		351,100		373,800			
	85	258,400		318,000		351,500		374,200			
	86	259,400		318,400		352,000		374,600			
	87	260,400		318,800		352,400		375,000			
	88	261,400		319,100		352,800		375,500			
	89	262,400		319,500		353,200		375,800			
	90	263,300		319,800		353,500		376,200			
	91	264,300		320,200		353,900		376,600			
	92	265,300		320,500		354,200		377,000			
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	93	266,200		320,900		354,500		377,400			
	94	267,300		321,200		354,900		377,700			
	95	268,300		321,600		355,200		378,100			
	96	269,300		321,900		355,600		378,400			
	97	270,200		322,300		355,900		378,800			
	98	271,200		322,600		356,300		379,100			
	99	272,200		323,000		356,600		379,500			
	100	273,100		323,400		357,000		379,800			
	101	274,100		323,700		357,300		380,200			
	102	275,100		324,100		357,600		380,500			
	103	276,100		324,500		358,000		380,900			
	104	277,100		324,900		358,300		381,200			
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	105	278,100		325,300		358,700		381,600			
	106	279,000		325,700		359,000		381,900			
	107	280,000		326,100		359,400		382,300			
	108	281,000		326,500		359,700		382,600			
	109	282,000		326,900		360,100		383,000			
	110	282,800		327,300		360,400		383,300			
	111	283,700		327,600		360,700		383,700			
	112	284,700		327,900		361,100		384,000			
	113	285,500		328,200		361,400		384,400			
	114	286,300		328,500		361,800		384,700			
	115	287,100		328,800		362,100		385,100			
	116	288,000		329,100		362,500		385,400			
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	117	288,800		329,400		362,800		385,800			
	118	289,500		329,700		363,200		386,100			
	119	290,300		330,000		363,600		386,500			
	120	290,900		330,300		364,000		386,800			
	117	291,500		330,600		364,400		387,200			

(現行)

職員の区分	職務の級	1 級		2 級		3 級		4 級			
		号	給	給	料	月	額	給	料	月	額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	81		円		円		円		円		円
	82	243,300		307,000		339,500		360,800			
	83	244,300		307,400		340,900		361,100			
	84	245,300		307,800		340,300		361,600			
	85	246,400		308,300		340,700		362,000			
	86	247,500		308,700		341,200		362,400			
	87	248,500		309,100		341,600		362,800			
	88	249,600		309,400		342,000		363,200			
	89	250,700		310,100		342,700		363,900			
	90	252,800		310,500		343,100		364,400			
	91	253,800		310,800		343,400		364,800			
	92	254,800		311,200		343,800		365,200			
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	93	255,900		311,500		344,100		365,500			
	94	256,900		311,900		344,500		365,900			
	95	258,000		312,200		344,800		366,200			
	96	259,000		312,600		345,100		366,600			
	97	260,100		312,900		345,500		366,900			
	98	261,200		313,300		345,800		367,300			
	99	262,200		313,600		346,200		367,600			
	100	263,200		314,000		346,500		368,000			
	101	264,300		314,300		346,900		368,300			
	102	265,400		314,700		347,200		368,700			
	103	266,400		315,100		347,600		369,000			
	104	267,400		315,500		347,900		369,400			
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	105	268,500		315,900		348,200		369,700			
	106	269,500		316,300		348,600		370,100			
	107	270,600		316,700		348,900		370,400			
	108	271,700		317,100		349,300		370,800			
	109	273,000		317,500		349,600		371,100			
	110	273,800		317,800		350,000		371,500			
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	111	274,600		318,100		350,300		371,800			
	112	275,500		318,400		350,700		372,100			
	113	276,400		318,700		351,000		372,500			
	114	277,300		319,000		351,400		372,800			
	115	278,100		319,300		351,700		373,200			
	116	278,900		319,600		352,000		373,500			
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	117	279,700		319,900		352,400		373,900			
	118	280,500		320,200		352,800		374,200			
	119	281,200		320,500		353,200		374,600			
	120	281,900		320,800		353,600		375,000			

(改正後)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
		号 紙	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	121	円 292,100	円 330,900	円 364,800	円 387,500
	122	292,700	331,100	365,200	
	123	293,300	331,300	365,600	
	124	293,800	331,500	366,000	
	125	294,300	331,700	366,400	
	126	294,700	331,900	366,800	
	127	295,100	332,100	367,200	
	128	295,500	332,300	367,600	
	129	295,800	332,500	368,000	
	130	296,100	332,700	368,400	
	131	296,500	332,900	368,800	
	132	296,900	333,100	369,200	
	133	297,200	333,300	369,600	
	134	297,500	333,400	370,000	
	135	297,900	333,500	370,400	
	136	298,200	333,600	370,800	
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	137	298,600	333,700	371,200	
	138	299,000	333,800	371,600	
	139	299,300	333,900	372,000	
	140	299,700	334,000	372,400	
	141	300,000	334,100	372,800	
	142	300,300	334,200	373,200	
	143	300,600	334,300	373,600	
	144	300,900	334,400	374,000	
	145	301,200	334,500	374,400	
	146	301,400	334,600	374,800	
	147	301,700	334,700	375,200	
	148	302,000	334,800	375,600	
	149	302,300	334,900	376,000	
	150	302,500		376,400	
	151	302,800		376,800	
	152	303,100		377,200	
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	153	303,400		377,600	
	154	303,600		377,900	
	155	303,900		378,200	
	156	304,200		378,500	
	157	304,500		378,800	
	158	304,800			
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	159	305,100			
	160	305,400			

(現行)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
		号 紙	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	121	円 282,500	円 321,100	円 354,000	円 375,300
	122	283,100	321,300	354,400	
	123	283,600	321,500	354,800	
	124	284,200	321,700	355,200	
	125	284,600	321,900	355,600	
	126	285,100	322,100	356,000	
	127	285,500	322,300	356,400	
	128	285,800	322,500	356,800	
	129	286,100	322,700	357,200	
	130	286,500	322,900	357,600	
	131	286,800	323,100	358,000	
	132	287,200	323,300	358,400	
	133	287,600	323,500	358,800	
	134	287,900	323,600	359,200	
	135	288,200	323,700	359,600	
	136	288,600	323,800	360,000	
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	137	288,900	323,900	360,400	
	138	289,300	324,000	360,800	
	139	289,700	324,100	361,200	
	140	290,000	324,200	361,600	
	141	290,300	324,300	362,000	
	142	290,700	324,400	362,400	
	143	290,900	324,500	362,800	
	144	291,200	324,600	363,200	
	145	291,500	324,700	363,600	
	146	291,700	324,800	364,000	
	147	292,000	324,900	364,400	
	148	292,300	325,000	364,800	
	149	292,600	325,100	365,200	
	150	292,800		365,600	
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	151	293,100		366,000	
	152	293,400		366,400	
	153	293,700		366,800	
	154	293,900		367,100	
	155	294,200		367,400	
	156	294,500		367,700	
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	157	294,700		368,000	
	158	295,000			
	159	295,300			
	160	295,600			

(改正後)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
		号 紙	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職員	161	円	円	円	円
	162	305,700			
	163	306,000			
	164	306,300			
	165	306,600			
		306,900			
定年前再任用 短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	
	円	円	円	円	
	224,600	235,900	257,800	290,200	

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事委員会が定めるものに適用する。

(現行)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
		号 紙	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職員	161	円	円	円	円
	162	295,900			
	163	296,200			
	164	296,500			
	165	296,800			
		297,100			
定年前再任用 短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	
	円	円	円	円	
	216,300	227,500	248,600	279,800	

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事委員会が定めるものに適用する。

(改正後)

別表第2（第5条関係）

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1 級		
		号 級	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1		260,000	363,500
	2		262,400	366,900
	3		264,700	370,700
	4		266,700	374,100
	5		269,000	377,800
	6		271,400	381,300
	7		273,300	385,000
	8		275,900	388,300
	9		278,200	392,100
	10		281,100	396,200
	11		284,200	400,300
	12		287,100	404,300
	13		290,200	408,200
	14		294,300	412,000
	15		298,300	415,700
	16		302,000	419,300
	17		305,700	422,900
	18		309,300	425,700
	19		312,600	428,300
	20		316,200	430,800
	21		319,800	433,500
	22		323,100	436,000
	23		326,300	438,700
	24		329,400	441,100
	25		332,500	443,300
	26		335,800	445,600
	27		338,700	447,900
	28		342,000	450,300
	29		345,100	452,900
	30		348,300	455,000
	31		351,400	457,600
	32		354,700	460,000
	33		357,400	462,300
	34		360,700	464,700
	35		363,500	466,600
	36		366,200	468,500
	37		369,400	470,400
	38		372,600	472,200
	39		375,900	474,500
	40		378,300	476,400

(現行)

職員の区分	職務の級	1 級		
		号 級	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1		243,400	344,800
	2		246,000	348,100
	3		248,600	351,800
	4		251,000	355,200
	5		253,500	358,800
	6		256,100	362,300
	7		258,400	365,900
	8		261,100	369,200
	9		263,800	372,800
	10		266,600	376,900
	11		269,600	381,000
	12		272,400	385,000
	13		275,400	388,900
	14		279,300	392,600
	15		283,200	396,200
	16		286,700	399,800
	17		290,300	403,400
	18		293,800	406,200
	19		297,000	408,800
	20		300,500	411,300
	21		304,000	414,000
	22		307,200	416,500
	23		310,300	419,200
	24		313,300	421,600
	25		316,400	423,800
	26		319,600	426,200
	27		322,400	428,500
	28		325,600	430,900
	29		328,700	433,500
	30		331,800	435,700
	31		334,800	438,300
	32		338,000	440,700
	33		340,700	443,100
	34		343,900	445,500
	35		346,600	447,500
	36		349,300	449,500
	37		352,400	451,500
	38		355,500	453,500
	39		358,800	455,800
	40		361,300	457,700

(改正後)

職員の区分	職務の級 号 級	1 級		
		給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	41	380,900	478,400	545,000
	42	383,600	480,200	546,300
	43	386,100	482,100	547,900
	44	388,100	483,700	549,600
	45	390,300	485,300	551,300
	46	392,600	487,000	552,300
	47	395,100	488,500	553,600
	48	397,400	490,000	554,700
	49	399,400	491,500	556,000
	50	400,800	492,800	557,200
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	51	401,800	494,100	558,400
	52	403,000	495,300	559,500
	53	404,100	496,400	560,600
	54	405,300	497,400	561,600
	55	406,600	498,200	562,600
	56	407,800	499,000	563,500
	57	408,800	499,900	564,400
	58	410,200	500,500	565,300
	59	410,900	501,500	566,200
	60	411,900	502,500	567,200
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	61	412,500	503,300	568,200
	62	413,200	503,900	569,100
	63	413,700	504,700	570,200
	64	414,400	505,500	571,200
	65	415,100	506,000	572,200
	66	415,700	506,800	573,200
	67	416,100	507,400	574,200
	68	416,800	508,100	575,200
	69	417,200	508,600	576,200
	70	417,600	509,100	577,200
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	71	418,200	509,400	578,200
	72	418,800	509,900	579,100
	73	419,200	510,400	580,100
	74	419,600	510,900	581,100
	75	420,000	511,300	582,000
	76	420,600	511,700	582,900
	77	421,100	512,100	583,900
	78	421,500	512,400	584,800
	79	422,000	512,800	585,700
	80	422,400	513,300	586,600

(現行)

職員の区分	職務の級 号 級	1 級		
		給料月額	給料月額	給料月額
	41	363,900	459,800	526,200
	42	366,600	461,700	527,600
	43	369,200	463,700	529,200
	44	371,300	465,500	530,900
	45	373,500	467,100	532,600
	46	375,800	468,900	533,700
	47	378,400	470,600	535,000
	48	380,700	472,200	536,100
	49	382,800	473,800	537,400
	50	384,200	475,300	538,600
	51	385,400	476,700	539,800
	52	386,600	478,000	540,900
	53	387,900	479,200	542,000
	54	389,100	480,300	543,000
	55	390,400	481,200	544,000
	56	391,700	482,100	544,900
	57	392,900	483,000	545,800
	58	394,300	483,600	546,700
	59	395,200	484,700	547,600
	60	396,400	485,800	548,600
	61	397,100	486,700	549,600
	62	398,000	487,400	550,500
	63	398,600	488,200	551,600
	64	399,400	489,000	552,600
	65	400,300	489,600	553,600
	66	400,900	490,400	554,600
	67	401,500	491,000	555,500
	68	402,400	491,700	556,500
	69	402,900	492,300	557,500
	70	403,500	492,800	558,500
	71	404,300	493,100	559,500
	72	404,900	493,600	560,400
	73	405,500	494,100	561,400
	74	406,100	494,600	562,400
	75	406,700	495,000	563,300
	76	407,400	495,400	564,200
	77	408,100	495,800	565,200
	78	408,700	496,100	566,100
	79	409,300	496,500	567,000
	80	409,900	497,000	567,800

(改正後)

職員の区分	職務の級 号 級	1 級		
		給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	81	423,000	513,800	587,500
	82	423,300	514,200	588,300
	83	423,600	514,600	589,200
	84	424,100	515,100	590,000
	85	424,900	515,700	590,800
	86	425,300	516,300	591,600
	87	425,900	516,800	592,400
	88	426,500	517,200	593,100
	89	426,800	517,700	593,900
	90	427,200	518,300	594,600
	91	427,700	518,800	595,400
	92	428,100	519,300	596,200
	93	428,500	519,800	596,900
	94	428,800	520,400	597,700
	95	429,200	520,900	598,400
	96	429,700	521,400	599,100
	97	430,200	521,900	599,800
	98	430,600	522,400	600,500
	99	431,100	522,900	601,200
	100	431,500	523,500	601,900
定年前再任用短時間勤務職員	101	431,900	524,000	602,600
	102	432,300	524,500	603,400
	103	432,700	525,000	604,000
	104	433,200	525,600	604,600
	105	433,700	526,100	605,400
	106	434,200		606,100
	107	434,700		606,900
	108	435,200		607,600
	109	435,600		608,200
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円
		312,600	377,200	441,400

備考

この表は、保健所等に勤務する医師等で人事委員会が定めるものに適用する。

(現行)

職員の区分	職務の級 号 級	1 級		
		給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	81	410,600	497,500	568,700
	82	411,000	497,900	569,500
	83	411,500	498,300	570,400
	84	412,200	498,800	571,200
	85	413,100	499,400	572,000
	86	413,600	500,000	572,800
	87	414,200	500,500	573,600
	88	414,900	500,900	574,300
	89	415,500	501,400	575,000
	90	415,900	502,000	575,700
	91	416,400	502,500	576,500
	92	416,900	503,000	577,300
	93	417,300	503,500	578,000
	94	417,700	504,100	578,800
	95	418,100	504,600	579,500
	96	418,600	505,100	580,200
	97	419,100	505,600	580,900
	98	419,500	506,100	581,500
	99	420,000	506,600	582,200
	100	420,400	507,200	582,900
定年前再任用短時間勤務職員	101	420,800	507,700	583,600
	102	421,200	508,200	584,300
	103	421,600	508,700	584,900
	104	422,100	509,300	585,500
	105	422,600	509,800	586,300
	106	423,100		587,000
	107	423,600		587,700
	108	424,100		588,400
	109	424,500		589,000
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円
		299,200	360,900	422,200

備考

この表は、保健所等に勤務する医師等で人事委員会が定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

(改正後)

(現行)

職員の区分	職務の級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	197,300	246,700	269,300	292,800	320,000
	2	198,300	247,600	270,700	294,500	322,200
	3	199,300	248,500	272,100	296,300	324,400
	4	200,200	249,500	273,500	298,100	326,600
	5	201,200	250,500	275,000	300,100	328,900
	6	202,300	251,500	276,600	302,000	331,100
	7	203,300	252,500	278,200	303,900	333,400
	8	204,300	253,500	279,800	305,900	335,700
	9	205,300	254,500	281,500	307,900	338,000
	10	206,500	255,600	283,200	309,800	340,400
	11	207,700	256,700	285,000	311,800	342,700
	12	208,800	257,800	286,700	313,800	345,100
	13	209,900	258,900	288,400	315,800	347,400
	14	211,100	260,100	290,100	317,800	349,800
	15	212,300	261,400	291,900	319,800	352,100
	16	213,600	262,700	293,800	321,800	354,500
	17	215,000	264,100	295,700	323,700	356,800
	18	216,500	265,500	297,500	325,600	359,200
	19	218,100	266,900	299,400	327,600	361,600
	20	219,700	268,300	301,300	329,600	363,900
	21	221,300	269,800	303,200	331,600	366,200
	22	222,800	271,300	305,000	333,600	368,700
	23	224,300	272,800	306,900	335,500	371,100
	24	225,800	274,300	308,800	337,500	373,500
	25	227,200	275,800	310,700	339,500	375,800
	26	228,700	277,300	313,000	341,900	378,200
	27	230,200	278,800	315,400	344,400	380,600
	28	231,800	280,300	317,800	346,900	383,000
	29	233,100	281,900	320,200	349,400	385,600
	30	234,000	284,000	322,000	351,500	388,400
	31	234,800	286,100	323,700	353,600	391,200
	32	235,600	288,200	325,500	355,600	394,000
	33	236,500	290,300	327,400	357,600	396,800
	34	237,400	291,600	329,100	359,600	399,300
	35	238,300	293,000	330,800	361,600	401,500
	36	239,300	294,400	332,500	363,600	403,800
	37	240,200	295,900	334,300	365,600	406,100
	38	241,000	297,300	336,000	367,600	408,400
	39	241,900	298,600	337,700	369,500	410,700
	40	242,900	299,900	339,400	371,400	412,900

職員の区分	職務の級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	178,100	232,900	254,600	277,200	303,500
	2	179,300	233,800	256,000	278,900	305,700
	3	180,500	234,700	257,400	280,700	307,900
	4	181,700	235,700	258,800	282,500	310,100
	5	182,900	236,700	260,300	284,500	312,400
	6	184,200	237,700	261,900	286,400	314,600
	7	185,500	238,700	263,500	288,300	316,900
	8	186,800	239,700	265,100	290,300	319,200
	9	188,100	240,700	266,800	292,300	321,500
	10	189,500	241,800	268,500	294,200	323,900
	11	191,000	242,900	270,300	296,200	326,200
	12	192,400	244,000	272,000	298,200	328,600
	13	193,800	245,100	273,700	300,200	330,900
	14	195,300	246,300	275,400	302,200	333,300
	15	196,800	247,600	277,200	304,200	335,600
	16	198,400	248,900	279,100	306,200	338,000
	17	200,000	250,300	281,000	308,100	340,300
	18	201,800	251,700	282,800	310,000	342,700
	19	203,700	253,100	284,700	312,000	345,100
	20	205,500	254,500	286,600	314,000	347,400
	21	207,300	256,000	288,500	316,000	349,700
	22	209,000	257,500	290,300	318,000	352,200
	23	210,800	259,000	292,200	319,900	354,600
	24	212,600	260,500	294,100	321,900	357,000
	25	214,200	262,000	296,000	323,900	359,300
	26	215,900	263,500	298,300	326,300	361,700
	27	217,700	265,000	300,700	328,800	364,100
	28	219,400	266,500	303,100	331,300	366,500
	29	221,100	268,100	305,500	333,800	369,100
	30	222,000	270,200	307,300	336,000	371,900
	31	222,800	272,300	309,000	338,100	374,700
	32	223,600	274,400	310,800	340,200	377,500
	33	224,500	276,500	312,700	342,300	380,300
	34	225,400	277,800	314,400	344,300	382,800
	35	226,300	279,200	316,200	346,300	385,100
	36	227,300	280,600	318,000	348,400	387,400
	37	228,200	282,100	319,900	350,500	389,800
	38	229,000	283,500	321,600	352,600	392,200
	39	229,900	284,800	323,400	354,600	394,500
	40	230,900	286,100	325,200	356,600	396,700

(改正後)

職員の区分	職務の級	1 級				
		号 紙	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	41	243,900	301,300	341,100	373,300	415,000
	42	244,800	302,500	342,800	375,200	417,300
	43	245,800	303,800	344,500	377,100	419,400
	44	246,800	305,100	346,200	378,900	421,500
	45	247,700	306,500	347,800	380,700	423,600
	46	248,900	307,700	349,400	382,500	425,500
	47	250,100	309,000	351,000	384,300	427,400
	48	251,300	310,200	352,700	386,100	429,200
	49	252,700	311,500	354,400	387,900	431,000
	50	254,000	312,800	356,000	389,700	432,600
	51	255,200	314,000	357,600	391,600	434,100
	52	256,400	315,200	359,200	393,300	435,400
	53	257,600	316,400	360,900	395,000	436,700
	54	258,800	317,500	362,500	396,700	438,100
	55	259,800	318,700	364,200	398,400	439,300
	56	261,000	319,900	365,800	399,900	440,300
	57	262,100	321,100	367,300	401,400	441,400
	58	263,300	322,300	368,900	402,900	442,500
	59	264,400	323,400	370,400	404,400	443,500
	60	265,400	324,600	371,900	405,900	444,400
	61	266,400	325,800	373,500	407,300	445,200
	62	267,600	327,000	375,100	408,600	446,000
	63	268,600	328,200	376,600	409,900	446,800
	64	269,600	329,400	378,100	411,100	447,600
	65	270,700	330,500	379,600	412,200	448,300
	66	271,900	331,700	381,100	413,200	449,000
	67	272,900	332,900	382,600	414,200	449,800
	68	274,000	334,100	384,000	415,200	450,500
	69	275,000	335,200	385,400	416,200	451,100
	70	276,100	336,400	386,700	417,000	451,800
	71	277,100	337,600	388,000	417,900	452,400
	72	278,200	338,700	389,200	418,700	453,000
	73	279,300	339,900	390,300	419,500	453,500
	74	280,500	341,000	391,300	420,200	454,000
	75	281,500	342,100	392,300	420,900	454,500
	76	282,600	343,100	393,200	421,600	455,100
	77	283,600	344,100	394,200	422,300	455,700
	78	284,800	345,100	395,100	422,900	456,300
	79	285,900	346,000	396,000	423,600	456,900
	80	286,900	346,900	396,700	424,200	457,300

(現行)

職員の区分	職務の級	1 級				
		号 紙	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	41	231,900	287,500	327,000	358,600	398,900
	42	232,800	288,700	328,800	360,600	401,200
	43	233,800	290,100	330,600	362,600	403,400
	44	234,800	291,500	332,400	364,500	405,600
	45	235,700	292,900	334,100	366,400	407,700
	46	236,900	294,200	335,800	368,200	409,700
	47	238,100	295,600	337,500	370,100	411,700
	48	239,300	296,900	339,300	372,000	413,600
	49	240,700	298,300	341,100	373,900	415,500
	50	242,000	299,700	342,800	375,700	417,200
	51	243,200	301,000	344,500	377,600	418,800
	52	244,400	302,300	346,200	379,300	420,200
	53	245,600	303,600	348,000	381,000	421,600
	54	246,800	304,800	349,700	382,700	423,000
	55	247,800	306,100	351,400	384,400	424,300
	56	249,000	307,400	353,000	385,900	425,400
	57	250,100	308,700	354,600	387,400	426,500
	58	251,300	310,000	356,200	388,900	427,600
	59	252,400	311,200	357,800	390,400	428,700
	60	253,500	312,500	359,400	391,900	429,600
	61	254,600	313,800	361,000	393,300	430,500
	62	255,800	315,100	362,600	394,600	431,400
	63	256,900	316,400	364,100	395,900	432,200
	64	258,000	317,700	365,600	397,100	433,000
	65	259,100	318,900	367,100	398,200	433,800
	66	260,300	320,200	368,600	399,200	434,500
	67	261,400	321,500	370,100	400,200	435,300
	68	262,500	322,800	371,500	401,200	436,000
	69	263,600	324,000	372,900	402,200	436,600
	70	264,700	325,300	374,200	403,000	437,300
	71	265,800	326,600	375,500	403,900	437,900
	72	266,900	327,800	376,700	404,700	438,500
	73	268,100	329,100	377,800	405,500	439,000
	74	269,300	330,300	378,800	406,200	439,500
	75	270,300	331,500	379,800	406,900	440,000
	76	271,500	332,600	380,700	407,600	440,600
	77	272,600	333,700	381,700	408,300	441,200
	78	273,800	334,800	382,600	408,900	441,800
	79	275,000	335,800	383,500	409,600	442,400
	80	276,100	336,800	384,200	410,200	442,800

(改正後)

職員の区分	職務の級	1 級				
		号 紙	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	81	287,800	347,600	397,500	424,800	457,800
	82	288,800	348,400	398,300	425,300	458,300
	83	289,800	349,100	399,000	425,800	458,800
	84	290,800	349,800	399,600	426,300	459,300
	85	292,000	350,300	400,300	426,800	459,800
	86	293,100	350,900	400,900	427,200	460,300
	87	294,100	351,500	401,500	427,700	460,700
	88	295,100	352,000	402,000	428,200	461,200
	89	296,200	352,600	402,500	428,600	461,700
	90	297,300	353,200	403,000	429,100	462,200
	91	298,200	353,800	403,500	429,600	462,700
	92	299,300	354,300	404,000	430,000	463,200
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	93	300,400	354,800	404,500	430,400	463,600
	94	301,500	355,300	405,000	430,900	464,100
	95	302,500	355,800	405,500	431,400	464,600
	96	303,500	356,300	406,000	431,800	465,100
	97	304,500	356,800	406,400	432,200	465,600
	98	305,600	357,200	406,800	432,600	466,100
	99	306,700	357,700	407,300	433,000	466,600
	100	307,700	358,200	407,800	433,400	467,100
	101	308,600	358,700	408,300	433,800	467,600
	102	309,600	359,100	408,800	434,200	468,100
	103	310,600	359,600	409,300	434,600	468,600
	104	311,500	360,100	409,700	435,000	469,100
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	105	312,400	360,600	410,100	435,400	469,600
	106	313,300	361,000	410,500	435,800	470,100
	107	314,200	361,400	410,900	436,200	470,600
	108	315,100	361,800	411,300	436,600	471,100
	109	315,900	362,200	411,700	437,000	471,600
	110	316,700	362,600	412,100	437,400	
	111	317,400	363,000	412,500	437,800	
	112	318,100	363,400	412,900	438,200	
	113	318,700	363,800	413,300	438,600	
	114	319,400	364,200	413,700	439,000	
	115	320,000	364,600	414,100	439,400	
	116	320,600	365,000	414,500	439,800	
(現行)	117	321,100	365,400	414,900	440,200	
	118	321,600		415,300		
	119	322,000		415,700		
	120	322,400		416,100		

(現行)

職員の区分	職務の級	1 級				
		号 紙	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	81	277,100	337,600	385,000	410,800	443,300
	82	278,200	338,500	385,800	411,300	443,800
	83	279,200	339,300	386,500	411,800	444,300
	84	280,300	340,100	387,100	412,300	444,800
	85	281,600	340,700	387,800	412,800	445,300
	86	282,700	341,400	388,400	413,200	445,800
	87	283,800	342,000	389,000	413,700	446,200
	88	284,900	342,600	389,500	414,200	446,700
	89	286,100	343,200	390,000	414,600	447,200
	90	287,300	343,800	390,500	415,100	447,700
	91	288,300	344,400	391,000	415,600	448,200
	92	289,400	344,900	391,500	416,000	448,700
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	93	290,600	345,400	392,000	416,400	449,100
	94	291,800	345,900	392,500	416,900	449,600
	95	292,900	346,400	393,000	417,400	450,100
	96	294,000	346,900	393,500	417,800	450,600
	97	295,100	347,400	393,900	418,200	451,100
	98	296,300	347,800	394,300	418,600	451,600
	99	297,500	348,300	394,800	419,000	452,100
	100	298,600	348,800	395,300	419,400	452,600
	101	299,600	349,300	395,800	419,800	453,100
	102	300,700	349,700	396,300	420,200	453,600
	103	301,800	350,200	396,800	420,600	454,100
	104	302,800	350,700	397,200	421,000	454,600
(現行)	105	303,700	351,200	397,600	421,400	455,100
	106	304,700	351,600	398,000	421,800	455,600
	107	305,600	352,000	398,400	422,200	456,100
	108	306,500	352,400	398,800	422,600	456,600
	109	307,400	352,800	399,200	423,000	457,100
(現行)	110	308,200	353,200	399,600	423,400	
	111	309,000	353,600	400,000	423,800	
	112	309,800	354,000	400,400	424,200	
	113	310,400	354,400	400,800	424,600	
(現行)	114	311,100	354,800	401,200	425,000	
	115	311,700	355,200	401,600	425,400	
	116	312,300	355,600	402,000	425,800	
	117	312,800	356,000	402,400	426,200	
(現行)	118	313,300		402,800		
	119	313,700		403,200		
	120	314,100		403,600		

(改正後)

職員の区分	職務の級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	121	322,700	円	416,500	円	円
	122	323,100		416,900		
	123	323,500		417,300		
	124	323,900		417,700		
	125	324,300		418,100		
	126	324,600		418,500		
	127	325,000		418,900		
	128	325,400		419,300		
	129	325,800		419,700		
	130	326,200		420,100		
	131	326,600		420,500		
	132	327,000		420,900		
	133	327,300		421,300		
	134	327,700				
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	135	328,000				
	136	328,300				
	137	328,600				
	138	328,900				
	139	329,200				
	140	329,500				
	141	329,800				
	142	330,100				
	143	330,400				
	144	330,700				
定年前再任用短時間勤務職員	145	331,000				
		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		212,300	248,000	286,300	305,700	331,100

備考

この表は、教育委員会、保健所等に勤務する栄養士その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

(現行)

職員の区分	職務の級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	121	314,400	円	404,000	円	円
	122	314,800		404,400		
	123	315,200		404,800		
	124	315,600		405,200		
	125	316,000		405,600		
	126	316,300		406,000		
	127	316,700		406,400		
	128	317,100		406,800		
	129	317,500		407,200		
	130	317,900		407,600		
	131	318,300		408,000		
	132	318,700		408,400		
	133	319,000		408,800		
	134	319,400				
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	135	319,700				
	136	320,000				
	137	320,300				
	138	320,600				
	139	320,900				
	140	321,200				
	141	321,500				
	142	321,800				
	143	322,100				
	144	322,400				
定年前再任用短時間勤務職員	145	322,700				
		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		203,000	237,200	273,800	291,700	316,600

備考

この表は、教育委員会、保健所等に勤務する栄養士その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

(改正後)

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	円 208,100	円 250,800	円 270,400	円 293,100	円 320,000
	2	209,400	251,400	271,700	294,900	322,200
	3	210,600	252,000	273,000	296,700	324,400
	4	211,800	252,600	274,300	298,400	326,600
	5	213,000	253,400	275,700	300,100	328,900
	6	214,300	254,100	277,200	302,000	331,100
	7	215,600	254,800	278,800	303,900	333,400
	8	216,800	255,600	280,400	305,900	335,700
	9	218,000	256,400	282,100	307,900	338,000
	10	219,300	257,200	283,800	309,900	340,400
	11	220,600	258,100	285,600	311,900	342,700
	12	221,900	259,000	287,300	314,000	345,100
	13	223,200	260,000	289,000	315,800	347,400
	14	224,400	261,200	290,700	318,000	349,800
	15	225,700	262,400	292,400	320,100	352,100
	16	226,900	263,700	294,300	322,000	354,500
	17	228,100	265,100	296,200	323,800	356,800
	18	229,200	266,500	298,000	325,900	359,200
	19	230,300	267,900	299,900	327,800	361,600
	20	231,400	269,200	301,700	329,600	363,900
	21	232,500	270,600	303,500	331,800	366,200
	22	234,100	272,000	305,300	333,900	368,700
	23	235,600	273,400	307,200	336,000	371,100
	24	237,100	274,900	309,100	338,100	373,500
	25	238,300	276,400	311,000	340,100	375,800
	26	238,900	277,900	313,300	342,500	378,200
	27	239,600	279,400	315,700	345,000	380,600
	28	240,200	280,800	318,100	347,500	383,000
	29	240,700	282,300	320,500	350,000	385,600
	30	241,200	284,500	322,300	352,000	388,400
	31	241,700	286,700	324,000	354,000	391,200
	32	242,400	288,800	325,800	356,000	394,000
	33	243,100	290,600	327,600	358,000	396,800
	34	243,600	292,000	329,400	360,000	399,300
	35	244,100	293,600	331,000	362,000	401,500
	36	244,700	295,200	332,600	364,000	403,800
	37	245,500	296,700	334,400	365,900	406,100
	38	246,200	298,100	336,000	367,800	408,400
	39	246,900	299,400	337,700	369,700	410,700
	40	247,700	300,700	339,500	371,600	412,900

(現行)

職員の区分	職務の級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	円 189,800	円 237,000	円 255,700	円 277,500	円 303,500
	2	191,300	237,600	257,000	279,300	305,700
	3	192,800	238,200	258,300	281,100	307,900
	4	194,300	238,800	259,600	282,800	310,100
	5	195,800	239,600	261,000	284,500	312,400
	6	197,300	240,300	262,500	286,400	314,600
	7	198,900	241,000	264,100	288,300	316,900
	8	200,400	241,800	265,700	290,300	319,200
	9	201,900	242,600	267,400	292,300	321,500
	10	203,500	243,400	269,100	294,300	323,900
	11	205,100	244,300	270,900	296,300	326,200
	12	206,700	245,200	272,600	298,400	328,600
	13	208,200	246,200	274,300	300,200	330,900
	14	209,700	247,400	276,000	302,400	333,300
	15	211,300	248,600	277,700	304,500	335,600
	16	212,700	249,900	279,600	306,400	338,000
	17	214,100	251,300	281,500	308,200	340,300
	18	215,400	252,700	283,300	310,300	342,700
	19	216,800	254,100	285,200	312,200	345,100
	20	218,200	255,400	287,000	314,000	347,400
	21	219,500	256,800	288,800	316,200	349,700
	22	221,300	258,200	290,600	318,300	352,200
	23	223,100	259,600	292,500	320,400	354,600
	24	224,700	261,100	294,400	322,500	357,000
	25	226,300	262,600	296,300	324,500	359,300
	26	226,900	264,100	298,600	326,900	361,700
	27	227,600	265,600	301,000	329,400	364,100
	28	228,200	267,000	303,400	331,900	366,500
	29	228,700	268,500	305,800	334,400	369,100
	30	229,200	270,700	307,600	336,500	371,900
	31	229,700	272,900	309,300	338,500	374,700
	32	230,400	275,000	311,100	340,600	377,500
	33	231,100	276,800	312,900	342,700	380,300
	34	231,600	278,200	314,700	344,700	382,800
	35	232,100	279,800	316,400	346,700	385,100
	36	232,700	281,400	318,100	348,800	387,400
	37	233,500	282,900	320,000	350,800	389,800
	38	234,200	284,300	321,600	352,800	392,200
	39	234,900	285,600	323,400	354,800	394,500
	40	235,700	286,900	325,300	356,800	396,700

(改正後)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
		号 級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	41	248,700	301,900	341,200	373,500	415,000
	42	249,700	303,200	342,800	375,400	417,300
	43	250,700	304,400	344,500	377,200	419,400
	44	251,900	305,700	346,200	378,900	421,500
	45	253,100	306,900	347,900	380,700	423,600
	46	254,500	308,100	349,400	382,500	425,500
	47	255,900	309,300	351,000	384,300	427,400
	48	257,200	310,400	352,700	386,100	429,200
	49	258,300	311,700	354,400	387,900	431,000
	50	259,600	312,900	356,000	389,700	432,600
	51	260,600	314,100	357,600	391,600	434,100
	52	261,800	315,300	359,200	393,300	435,400
	53	262,800	316,400	360,900	395,000	436,700
	54	264,100	317,600	362,500	396,700	438,100
	55	265,300	318,700	364,200	398,400	439,300
	56	266,200	319,900	365,800	399,900	440,300
	57	267,100	321,100	367,300	401,400	441,400
	58	268,400	322,300	368,900	402,900	442,500
	59	269,500	323,400	370,400	404,400	443,500
	60	270,400	324,600	371,900	405,900	444,400
	61	271,400	325,800	373,500	407,300	445,200
	62	272,500	327,000	375,100	408,600	446,000
	63	273,500	328,200	376,600	409,900	446,800
	64	274,600	329,400	378,100	411,100	447,600
	65	275,700	330,500	379,600	412,200	448,300
	66	276,800	331,700	381,100	413,200	449,000
	67	277,900	332,900	382,600	414,200	449,800
	68	278,900	334,100	384,000	415,200	450,500
	69	280,000	335,200	385,400	416,200	451,100
	70	280,900	336,400	386,700	417,000	451,800
	71	281,900	337,600	388,000	417,900	452,400
	72	283,100	338,700	389,200	418,700	453,000
	73	284,300	339,900	390,300	419,500	453,500
	74	285,300	341,000	391,300	420,200	454,000
	75	286,200	342,100	392,300	420,900	454,500
	76	287,300	343,100	393,200	421,600	455,100
	77	288,500	344,100	394,200	422,300	455,700
	78	289,400	345,100	395,100	422,900	456,300
	79	290,400	346,000	396,000	423,600	456,900
	80	291,500	346,900	396,700	424,200	457,300

(現行)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
		号 級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	41	236,700	288,100	327,100	358,800	398,900
	42	237,700	289,400	328,800	360,800	401,200
	43	238,700	290,700	330,600	362,700	403,400
	44	239,900	292,100	332,400	364,500	405,600
	45	241,100	293,300	334,200	366,400	407,700
	46	242,500	294,600	335,800	368,200	409,700
	47	243,900	295,900	337,500	370,100	411,700
	48	245,200	297,100	339,300	372,000	413,600
	49	246,300	298,500	341,100	373,900	415,500
	50	247,600	299,800	342,800	375,700	417,200
	51	248,600	301,100	344,500	377,600	418,800
	52	249,800	302,400	346,200	379,300	420,200
	53	250,800	303,600	348,000	381,000	421,600
	54	252,100	304,900	349,700	382,700	423,000
	55	253,300	306,100	351,400	384,400	424,300
	56	254,300	307,400	353,000	385,900	425,400
	57	255,300	308,700	354,600	387,400	426,500
	58	256,600	310,000	356,200	388,900	427,600
	59	257,800	311,200	357,800	390,400	428,700
	60	258,800	312,500	359,400	391,900	429,600
	61	259,800	313,800	361,000	393,300	430,500
	62	260,900	315,100	362,600	394,600	431,400
	63	262,000	316,400	364,100	395,900	432,200
	64	263,100	317,700	365,600	397,100	433,000
	65	264,300	318,900	367,100	398,200	433,800
	66	265,400	320,200	368,600	399,200	434,500
	67	266,600	321,500	370,100	400,200	435,300
	68	267,600	322,800	371,500	401,200	436,000
	69	268,800	324,000	372,900	402,200	436,600
	70	269,700	325,300	374,200	403,000	437,300
	71	270,700	326,600	375,500	403,900	437,900
	72	272,000	327,800	376,700	404,700	438,500
	73	273,300	329,100	377,800	405,500	439,000
	74	274,300	330,300	378,800	406,200	439,500
	75	275,300	331,500	379,800	406,900	440,000
	76	276,500	332,600	380,700	407,600	440,600
	77	277,800	333,700	381,700	408,300	441,200
	78	278,800	334,800	382,600	408,900	441,800
	79	279,800	335,800	383,500	409,600	442,400
	80	281,000	336,800	384,200	410,200	442,800

(改正後)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
		号 級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	81	292,600	347,600	397,500	424,800	457,800
	82	293,600	348,400	398,300	425,300	458,300
	83	294,500	349,100	399,000	425,800	458,800
	84	295,600	349,800	399,600	426,300	459,300
	85	296,700	350,300	400,300	426,800	459,800
	86	297,700	350,900	400,900	427,200	460,300
	87	298,700	351,500	401,500	427,700	460,700
	88	299,800	352,000	402,000	428,200	461,200
	89	300,800	352,600	402,500	428,600	461,700
	90	301,700	353,200	403,000	429,100	462,200
	91	302,700	353,800	403,500	429,600	462,700
	92	303,700	354,300	404,000	430,000	463,200
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	93	304,700	354,800	404,500	430,400	463,600
	94	305,700	355,300	405,000	430,900	464,100
	95	306,700	355,800	405,500	431,400	464,600
	96	307,700	356,300	406,000	431,800	465,100
	97	308,600	356,800	406,400	432,200	465,600
	98	309,600	357,200	406,800	432,600	466,100
	99	310,600	357,700	407,300	433,000	466,600
	100	311,500	358,200	407,800	433,400	467,100
	101	312,400	358,700	408,300	433,800	467,600
	102	313,300	359,100	408,800	434,200	468,100
	103	314,200	359,600	409,300	434,600	468,600
	104	315,100	360,100	409,700	435,000	469,100
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	105	315,900	360,600	410,100	435,400	469,600
	106	316,700	361,000	410,500	435,800	470,100
	107	317,400	361,400	410,900	436,200	470,600
	108	318,100	361,800	411,300	436,600	471,100
	109	318,700	362,200	411,700	437,000	471,600
	110	319,400	362,600	412,100	437,400	
	111	320,000	363,000	412,500	437,800	
	112	320,600	363,400	412,900	438,200	
	113	321,100	363,800	413,300	438,600	
	114	321,600	364,200	413,700	439,000	
	115	322,000	364,600	414,100	439,400	
	116	322,400	365,000	414,500	439,800	
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	117	322,700	365,400	414,900	440,200	
	118	323,100		415,300		
	119	323,500		415,700		
	120	323,900		416,100		

(現行)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
		号 級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	81	282,200	337,600	385,000	410,800	443,300
	82	283,200	338,500	385,800	411,300	443,800
	83	284,200	339,300	386,500	411,800	444,300
	84	285,400	340,100	387,100	412,300	444,800
	85	286,600	340,700	387,800	412,800	445,300
	86	287,700	341,400	388,400	413,200	445,800
	87	288,800	342,000	389,000	413,700	446,200
	88	289,900	342,600	389,500	414,200	446,700
	89	291,000	343,200	390,000	414,600	447,200
	90	292,000	343,800	390,500	415,100	447,700
	91	293,100	344,400	391,000	415,600	448,200
	92	294,200	344,900	391,500	416,000	448,700
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	93	295,300	345,400	392,000	416,400	449,100
	94	296,400	345,900	392,500	416,900	449,600
	95	297,500	346,400	393,000	417,400	450,100
	96	298,600	346,900	393,500	417,800	450,600
	97	299,600	347,400	393,900	418,200	451,100
	98	300,700	347,800	394,300	418,600	451,600
	99	301,800	348,300	394,800	419,000	452,100
	100	302,800	348,800	395,300	419,400	452,600
	101	303,700	349,300	395,800	419,800	453,100
	102	304,700	349,700	396,300	420,200	453,600
	103	305,600	350,200	396,800	420,600	454,100
	104	306,500	350,700	397,200	421,000	454,600
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	105	307,400	351,200	397,600	421,400	455,100
	106	308,200	351,600	398,000	421,800	455,600
	107	309,000	352,000	398,400	422,200	456,100
	108	309,800	352,400	398,800	422,600	456,600
	109	310,400	352,800	399,200	423,000	457,100
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	110	311,100	353,200	399,600	423,400	
	111	311,700	353,600	400,000	423,800	
	112	312,300	354,000	400,400	424,200	
	113	312,800	354,400	400,800	424,600	
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	114	313,300	354,800	401,200	425,000	
	115	313,700	355,200	401,600	425,400	
	116	314,100	355,600	402,000	425,800	
	117	314,400	356,000	402,400	426,200	
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	118	314,800		402,800		
	119	315,200		403,200		
	120	315,600		403,600		

(改正後)

職員の区分	職務の級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	121	円 324,300	円 416,500	円 416,900	円 417,300	円 417,700
	122	324,600	416,900	417,300	417,700	
	123	325,000	418,100	418,500	418,900	
	124	325,400	418,100	418,500	418,900	
	125	325,800	418,100	418,500	418,900	
	126	326,200	418,500	419,300	420,100	
	127	326,600	418,900	420,500	420,900	
	128	327,000	419,300	420,900	421,300	
	129	327,300	419,700	420,100	420,500	
	130	327,700	420,100	420,500	421,300	
	131	328,000	420,500	420,900	421,300	
	132	328,300	420,900	421,300	421,700	
	133	328,600	421,300	421,700	422,100	
	134	328,900	421,700	422,100	422,500	
	135	329,200	422,100	422,500	422,900	
	136	329,500	422,500	422,900	423,300	
	137	329,800	423,300	423,700	424,100	
	138	330,100	423,700	424,100	424,500	
	139	330,400	424,100	424,500	425,900	
	140	330,700	424,500	425,900	426,300	
	141	331,000	425,900	426,300	426,700	
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円 216,700	基準給料月額 円 249,300	基準給料月額 円 286,300	基準給料月額 円 305,700	基準給料月額 円 331,100

備考

この表は、教育委員会、保健所等に勤務する保健師、看護師その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

(現行)

職員の区分	職務の級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	121	円 316,000	円 404,000	円 404,400	円 404,800	円 405,200
	122	316,300	404,400	404,800	405,200	
	123	316,700	404,800	405,200	405,600	
	124	317,100	405,200	405,600	406,000	
	125	317,500	405,600	406,000	406,400	
	126	317,900	406,000	406,400	406,800	
	127	318,300	406,400	406,800	407,200	
	128	318,700	406,800	407,200	407,600	
	129	319,000	407,200	407,600	408,000	
	130	319,400	407,600	408,000	408,400	
	131	319,700	408,000	408,400	408,800	
	132	320,000	408,400	408,800	409,200	
	133	320,300	408,800	409,200	409,600	
	134	320,600	409,200	409,600	410,000	
	135	320,900	409,600	410,000	410,400	
	136	321,200	410,000	410,400	410,800	
	137	321,500	410,400	410,800	411,200	
	138	321,800	410,800	411,200	411,600	
	139	322,100	411,200	411,600	412,000	
	140	322,400	411,600	412,000	412,400	
	141	322,700	412,000	412,400	412,800	
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円 207,200	基準給料月額 円 238,400	基準給料月額 円 273,800	基準給料月額 円 291,700	基準給料月額 円 316,600

備考

この表は、教育委員会、保健所等に勤務する保健師、看護師その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

新旧対照表（抄）

○会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（第1条部分）

新（改正後）	旧（現行）
(フルタイム会計年度任用職員の期末手当) 第17条（現行に同じ） 2 期末手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額を基礎として区規則で定める額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3及び4（現行に同じ） (フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当) 第17条の2（現行に同じ） 2 勤勉手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額を基礎として区規則で定める額に <u>100分の120</u> を乗じて得た額に、勤務成績に応じて区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3及び4（現行に同じ） (パートタイム会計年度任用職員の期末手当) 第32条（現行に同じ） 2 期末手当の額は、第19条及び第20条の規定により決定された報酬の額を基礎として区規則で定める額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3及び4（現行に同じ） (パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当) 第32条の2（現行に同じ） 2 勤勉手当の額は、第19条及び第20条の規定により決定された報酬の額を基礎として区規則で定める額に <u>100分の120</u> を乗じて得た額に、勤務成績に応じて区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3及び4（現行に同じ）	(フルタイム会計年度任用職員の期末手当) 第17条（略） 2 期末手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額を基礎として区規則で定める額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3及び4（略） (フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当) 第17条の2（略） 2 勤勉手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額を基礎として区規則で定める額に <u>100分の117.5</u> を乗じて得た額に、勤務成績に応じて区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3及び4（略） (パートタイム会計年度任用職員の期末手当) 第32条（略） 2 期末手当の額は、第19条及び第20条の規定により決定された報酬の額を基礎として区規則で定める額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3及び4（略） (パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当) 第32条の2（略） 2 勤勉手当の額は、第19条及び第20条の規定により決定された報酬の額を基礎として区規則で定める額に <u>100分の117.5</u> を乗じて得た額に、勤務成績に応じて区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3及び4（略）

※改正附則は第2条部分の新旧対照表に記載

新旧対照表（抄）

○会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（第2条部分）

新（改正後）	旧（現行）
<p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第17条 (現行に同じ)</p> <p>2 期末手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額を基礎として区規則で定める額に<u>100分の126.25</u>を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3及び4 (現行に同じ)</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</p> <p>第17条の2 (現行に同じ)</p> <p>2 勤勉手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額を基礎として区規則で定める額に<u>100分の118.75</u>を乗じて得た額に、勤務成績に応じて区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3及び4 (現行に同じ)</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第32条 (現行に同じ)</p> <p>2 期末手当の額は、第19条及び第20条の規定により決定された報酬の額を基礎として区規則で定める額に<u>100分の126.25</u>を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3及び4 (現行に同じ)</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</p> <p>第32条の2 (現行に同じ)</p> <p>2 勤勉手当の額は、第19条及び第20条の規定により決定された報酬の額を基礎として区規則で定める額に<u>100分の118.75</u>を乗じて得た額に、勤務成績に応じて区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3及び4 (現行に同じ)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額を基礎として区規則で定める額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3及び4 (略)</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</p> <p>第17条の2 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額を基礎として区規則で定める額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、勤務成績に応じて区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3及び4 (略)</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、第19条及び第20条の規定により決定された報酬の額を基礎として区規則で定める額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3及び4 (略)</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</p> <p>第32条の2 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、第19条及び第20条の規定により決定された報酬の額を基礎として区規則で定める額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、勤務成績に応じて区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3及び4 (略)</p>

新旧対照表（抄）

○千代田区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（第1条部分）

新（改正後）	旧（現行）
<p>（特定任期付職員に対する給与条例の規定の適用）</p> <p>第5条 特定任期付職員に対する職員の給与に関する条例（昭和26年千代田区条例第19号。以下「給与条例」という。）第3条、第18条の3第1項及び第2項、第20条、第21条第2項、第21条の4第2項並びに第21条の5第1項の規定の適用については、給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び千代田区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成16年千代田区条例第14号。以下「任期付職員採用条例」という。）第4条の規定」と、給与条例第18条の3第1項及び第2項中「第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員」とあるのは「特定任期付職員」と、給与条例第20条中「この条例に定める」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第4条に規定する」と、給与条例第21条第2項ただし書中「第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の110</u>」とあるのは「特定任期付職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の102.5</u>」と、給与条例第21条の4第2項中「第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員にあつては<u>100分の137.5</u>」とあるのは「特定任期付職員にあつては<u>100分の95</u>」と、給与条例第21条の5第1項中「第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員」とあるのは「特定任期付職員」とする。</p>	<p>（特定任期付職員に対する給与条例の規定の適用）</p> <p>第5条 特定任期付職員に対する職員の給与に関する条例（昭和26年千代田区条例第19号。以下「給与条例」という。）第3条、第18条の3第1項及び第2項、第21条第2項、第21条の4第2項並びに第21条の5第1項の規定の適用については、給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び千代田区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成16年千代田区条例第14号。以下「任期付職員採用条例」という。）第4条の規定」と、給与条例第18条の3第1項及び第2項中「第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員」とあるのは「特定任期付職員」と、給与条例第20条中「この条例に定める」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第4条に規定する」と、給与条例第21条第2項ただし書中「第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の107.5</u>」とあるのは「特定任期付職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の100</u>」と、給与条例第21条の4第2項中「第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員にあつては<u>100分の135</u>」とあるのは「特定任期付職員にあつては<u>100分の92.5</u>」と、給与条例第21条の5第1項中「第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員」とあるのは「特定任期付職員」とする。</p>
別表第1（第4条関係）（別紙のとおり）	別表第1（第4条関係）（別紙のとおり）
※改正附則は第2条部分の新旧対照表に記載	

新旧対照表（抄）

○千代田区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（第2条部分）

新（改正後）	旧（現行）
<p>（特定任期付職員に対する給与条例の規定の適用）</p> <p>第5条 特定任期付職員に対する職員の給与に関する条例（昭和26年千代田区条例第19号。以下「給与条例」という。）第3条、第18条の3第1項及び第2項、第20条、第21条第2項、第21条の4第2項並びに第21条の5第1項の規定の適用については、給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び千代田区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成16年千代田区条例第14号。以下「任期付職員採用条例」という。）第4条の規定」と、給与条例第18条の3第1項及び第2項中「第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員」とあるのは「特定任期付職員」と、給与条例第20条中「この条例に定める」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第4条に規定する」と、給与条例第21条第2項ただし書中「第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の108.75</u>」とあるのは「特定任期付職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の101.25</u>」と、給与条例第21条の4第2項中「第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員にあつては<u>100分の136.25</u>」とあるのは「特定任期付職員にあつては<u>100分の93.75</u>」と、給与条例第21条の5第1項中「第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員」とあるのは「特定任期付職員」とする。</p>	<p>（特定任期付職員に対する給与条例の規定の適用）</p> <p>第5条 特定任期付職員に対する職員の給与に関する条例（昭和26年千代田区条例第19号。以下「給与条例」という。）第3条、第18条の3第1項及び第2項、第20条、第21条第2項、第21条の4第2項並びに第21条の5第1項の規定の適用については、給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び千代田区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成16年千代田区条例第14号。以下「任期付職員採用条例」という。）第4条の規定」と、給与条例第18条の3第1項及び第2項中「第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員」とあるのは「特定任期付職員」と、給与条例第20条中「この条例に定める」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第4条に規定する」と、給与条例第21条第2項ただし書中「第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の110</u>」とあるのは「特定任期付職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の102.5</u>」と、給与条例第21条の4第2項中「第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員にあつては<u>100分の137.5</u>」とあるのは「特定任期付職員にあつては<u>100分の95</u>」と、給与条例第21条の5第1項中「第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員」とあるのは「特定任期付職員」とする。</p>

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、
第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（第5条の改正規定を除く。）による改正後の千代田区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「第1条による改正後の条例」という。）の規定は、
令和7年4月1日から適用する。
（給与の内払）
- 3 第1条による改正後の条例の規定を適用する場合においては、同条の規定（第5条の改正規定を除く。）による改正前の千代田区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に
関し必要な事項は、特別区人事委員会が定める。

(改正後)

(現行)

別表第1（第4条関係）
特定任期付職員給料表

号 級	給料月額
1	408,000
2	451,000
3	503,000
4	566,000
5	639,000
6	725,000
7	821,000

号 級	給料月額
1	392,000
2	433,000
3	483,000
4	544,000
5	614,000
6	697,000
7	789,000

- 千代田区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 千代田区長及び副区長の給与及び旅費条例の一部を改正する条例について
- 千代田区教育委員会教育長の給与及び旅費並びに勤務に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正理由

令和7年11月10日に答申された千代田区特別職報酬等審議会答申を踏まえ、区議会議員の議員報酬月額及び期末手当の額並びに区長、副区長、教育長の給料月額及び期末手当の額等を改定する。

2 改正内容

(1) 報酬等月額

区議会議員の議員報酬月額及び区長、副区長、教育長の給料月額を、前回の答申（令和6年11月12日）以降の社会経済情勢等を踏まえて改定する。

報酬等の額については、令和7年の特別区人事委員会勧告の公民較差を参考とし、現行の報酬等の額に加算する。

区議会議員、区長、副区長、教育長の報酬等月額

	改定額	現行額	増減額
議 長	974,000 円	939,000 円	35,000 円
副 議 長	851,000 円	820,000 円	31,000 円
委 員 長	716,000 円	690,000 円	26,000 円
副委員長	683,000 円	658,000 円	25,000 円
議 員	650,000 円	627,000 円	23,000 円
区 長	1,354,000 円	1,305,000 円	49,000 円
副 区 長	1,081,000 円	1,042,000 円	39,000 円
教 育 長	957,000 円	922,000 円	35,000 円

(2) 期末手当

支給月数について、報酬等月額同様に、前回の答申（令和6年11月12日）以降の社会経済情勢等を踏まえ、令和7年の特別区人事委員会勧告の支給月数の引き上げ幅を参考とし、月数に加算する。

	改定後	現行	増減月数
区議会議員	4.25	4.20	0.05
区長、副区長、教育長	4.25	4.20	0.05

3 新旧対照表
別紙のとおり

4 施行期日
(1) 報酬等月額及び期末手当【第1条関係】
令和7年12月1日
(2) 期末手当【第2条関係】
令和8年4月1日

新旧対照表

○千代田区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（第1条部分）

新（改正後）	旧（現行）
(議員報酬) 第2条 千代田区議会の議長、副議長、委員会の委員長及び副委員長並びに議員の議員報酬の額は、次のとおりとする。 議長 月額 <u>97万4,000円</u> 副議長 月額 <u>85万1,000円</u> 委員長 月額 <u>71万6,000円</u> 副委員長 月額 <u>68万3,000円</u> 議員 月額 <u>65万円</u> (期末手当) 第6条（現行に同じ） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在において同項に規定する者に支給すべき第2条の議員の議員報酬（次項において「一般議員の議員報酬」という。）の月額及びその議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、 <u>100分の215</u> を乗じて得た額（以下「支給基準額」という。）に、前項の基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間が6月の場合には100分の100を乗じて得た額とし、前項の基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間が6月未満の場合には支給基準額をその者の在職月数に応じ、月割によつて計算した額とする。 3 前項の期末手当の支給に際し、第1項の基準日以前6月以内の期間中、議長、副議長・委員会委員長・同副委員長（以下「役職議員」という。）に在職した期間については、第2条に規定する役職議員に支給する議員報酬の、一般議員の議員報酬を超える額及びその超える額に100分の45を乗じて得た額の合計額に <u>100分の215</u> を乗じたものをその役職議員の在職月数に応じ、月割によつて計算した額を加算する。 4及び5（現行に同じ）	(議員報酬) 第2条 千代田区議会の議長、副議長、委員会の委員長及び副委員長並びに議員の議員報酬の額は、次のとおりとする。 議長 月額 <u>93万9,000円</u> 副議長 月額 <u>82万円</u> 委員長 月額 <u>69万円</u> 副委員長 月額 <u>65万8,000円</u> 議員 月額 <u>62万7,000円</u> (期末手当) 第6条（略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在において同項に規定する者に支給すべき第2条の議員の議員報酬（次項において「一般議員の議員報酬」という。）の月額及びその議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、 <u>100分の210</u> を乗じて得た額（以下「支給基準額」という。）に、前項の基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間が6月の場合には100分の100を乗じて得た額とし、前項の基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間が6月未満の場合には支給基準額をその者の在職月数に応じ、月割によつて計算した額とする。 3 前項の期末手当の支給に際し、第1項の基準日以前6月以内の期間中、議長、副議長・委員会委員長・同副委員長（以下「役職議員」という。）に在職した期間については、第2条に規定する役職議員に支給する議員報酬の、一般議員の議員報酬を超える額及びその超える額に100分の45を乗じて得た額の合計額に <u>100分の210</u> を乗じたものをその役職議員の在職月数に応じ、月割によつて計算した額を加算する。 4及び5（略）
※改正附則は第2条部分の新旧対照表に記載	

○千代田区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（第2条部分）

新（改正後）	旧（現行）
(期末手当) 第6条（現行に同じ） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在において同項に規定する者に支給すべき第2条の議員の議員報酬（次項において「一般議員の議員報酬」という。）の月額及びその議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、 <u>100分の212.5</u> を乗じて得た額（以	(期末手当) 第6条（略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在において同項に規定する者に支給すべき第2条の議員の議員報酬（次項において「一般議員の議員報酬」という。）の月額及びその議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、 <u>100分の215</u> を乗じて得た額（以

下「支給基準額」という。)に、前項の基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間が6月の場合には100分の100を乗じて得た額とし、前項の基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間が6月末満の場合には支給基準額をその者の在職月数に応じ、月割によつて計算した額とする。

3 前項の期末手当の支給に際し、第1項の基準日以前6月以内の期間中、議長、副議長・委員会委員長・同副委員長(以下「役職議員」という。)に在職した期間については、第2条に規定する役職議員に支給する議員報酬の、一般議員の議員報酬を超える額及びその超える額に100分の45を乗じて得た額の合計額に100分の212.5を乗じたものをその役職議員の在職月数に応じ、月割によつて計算した額を加算する。

4 及び5 (現行に同じ)

附 則

この条例は、令和7年12月1日から施行する。
ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

下「支給基準額」という。)に、前項の基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間が6月の場合には100分の100を乗じて得た額とし、前項の基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間が6月末満の場合には支給基準額をその者の在職月数に応じ、月割によつて計算した額とする。

3 前項の期末手当の支給に際し、第1項の基準日以前6月以内の期間中、議長、副議長・委員会委員長・同副委員長(以下「役職議員」という。)に在職した期間については、第2条に規定する役職議員に支給する議員報酬の、一般議員の議員報酬を超える額及びその超える額に100分の45を乗じて得た額の合計額に100分の215を乗じたものをその役職議員の在職月数に応じ、月割によつて計算した額を加算する。

4 及び5 (現行に同じ)

新旧対照表

○千代田区長及び副区長の給与及び旅費条例（第1条部分）

新（改正後）	旧（現行）
<p>(給料の額)</p> <p>第2条 区長等の給料の額は、次のとおりとする。</p> <p>区長 月額 <u>135万4,000円</u> 副区長 月額 <u>108万1,000円</u></p> <p>(期末手当の支給方法等)</p> <p>第6条 期末手当の額は、第2条の区長等の給料月額及びその給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の215</u>を乗じて得た額とし、その支給方法、支給条件その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。</p> <p>※改正附則は第2条部分の新旧対照表に記載</p>	<p>(給料の額)</p> <p>第2条 区長等の給料の額は、次のとおりとする。</p> <p>区長 月額 <u>130万5,000円</u> 副区長 月額 <u>104万2,000円</u></p> <p>(期末手当の支給方法等)</p> <p>第6条 期末手当の額は、第2条の区長等の給料月額及びその給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の210</u>を乗じて得た額とし、その支給方法、支給条件その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。</p>

○千代田区長及び副区長の給与及び旅費条例（第2条部分）

新（改正後）	旧（現行）
<p>(期末手当の支給方法等)</p> <p>第6条 期末手当の額は、第2条の区長等の給料月額及びその給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の212.5</u>を乗じて得た額とし、その支給方法、支給条件その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和7年12月1日から施行する。</u> <u>ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(期末手当の支給方法等)</p> <p>第6条 期末手当の額は、第2条の区長等の給料月額及びその給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の215</u>を乗じて得た額とし、その支給方法、支給条件その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。</p>

新旧対照表

○千代田区教育委員会教育長の給与及び旅費並びに勤務に関する条例（第1条部分）

新（改正後）	旧（現行）
<p>（給料の額） 第2条 教育長の給料の額は、月額<u>95万7,000円</u>とする。</p> <p>（期末手当の支給方法等） 第6条 期末手当の額は、第2条の給料月額及びその給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の215</u>を乗じて得た額とし、その支給方法、支給条件その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。</p>	<p>（給料の額） 第2条 教育長の給料の額は、月額<u>92万2,000円</u>とする。</p> <p>（期末手当の支給方法等） 第6条 期末手当の額は、第2条の給料月額及びその給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の210</u>を乗じて得た額とし、その支給方法、支給条件その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。</p>
<p>※改正附則は第2条部分の新旧対照表に記載</p>	

○千代田区教育委員会教育長の給与及び旅費並びに勤務に関する条例（第2条部分）

新（改正後）	旧（現行）
<p>（期末手当の支給方法等） 第6条 期末手当の額は、第2条の給料月額及びその給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の212.5</u>を乗じて得た額とし、その支給方法、支給条件その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この条例は、令和7年12月1日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<p>（期末手当の支給方法等） 第6条 期末手当の額は、第2条の給料月額及びその給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の215</u>を乗じて得た額とし、その支給方法、支給条件その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。</p>